



## 自治共同体としての学寮

1982年/戸田ひさよし

74年大阪大学入学 74年鴻池寮入寮 81年全国学寮交流会議 82年卒業 82年全日本建設運輸連帯労働組合加入  
99年門真市議当選 03年門真市議トップ当選 05年連帯ユニオン議員ネット結成 07年門真市議トップ当選(2期目)  
19年門真市議落選

岡山大学新聞 268号 1982年4月30日

鉄格子に囲まれ ローソクの明りで生活する阪大寮生



もう一つ寮についての話題、これは大阪大学から。阪大では以前から自治寮をつぶして四条件を完全導入した新々寮にする計画が強引に進められてきたが、これに反対して寮生による自主管理を続けている宮山寮に4月5日、機動隊が出動して寮生をいったん外に排除、その間に食堂などを鉄格子でふさぎ、金網で囲まれたガードマンの詰所を作り、さらに居室部分への電気・ガスをストップさせる、という事態が起きた。

阪大には四つの寮があるがそのうち新稲(女子)寮、宮山寮、鴻池寮の三寮は73年ごろから負担区分、入退寮権などをめぐって大学当局と対立、これに対し75年、当局は三寮を“入寮募集停止”とした。寮生側は自主入寮募集を行って新入生を獲得、寮の運営を続けてきたが、まず79年、新稲寮に「正規」入寮者(75年前の入寮者)がいなくなった事を理由に退去命令を出し、寮生を全員退寮させて建物を取り壊した。

そしてこの3月、宮山寮にも「正規」入寮者がいなくなったのである。まず3月18日に一週間の期限付き退去命令、2月26日には入試当日の原理研糾弾に対する寮内への警察導入、寮生三名の逮捕があり、続いて3月31日をもって宮山寮委員会を認めないこと、電気・ガスを止めることを通告してきた。

4月5日早朝、大学職員、機動隊員ら二百人余りが宮山寮に突入、泊り込んでいた寮生や支援の他大学寮生を

排除した。その後業者が入って食堂、事務室、居室の一部などを鉄格子で閉鎖し、電気・ガスを止める工事を行った。現在寮生たちはローソクやマキで生活している有り様だ。

さらに4月7日の入学式ではビラをまこうとした寮生らが警官隊に排除され、4月12日には大阪地裁より「仮処分＝占有移転禁止」が執行され、現在の寮生活は“非合法”のものとなった。当局は夏休みごろまでに宮山寮を内部より工事して全室個室、食堂なしの新々寮に改造しようとしているらしい。

しかし宮山寮生たちはローソクとマキでも寮に住み続けており、寮の自主管理を今なお続けている。また全国的な支援の輪も広がっているようだ。



4月20日には阪大石橋キャンパスで全国学生共同闘争が取組まれた。主催は全国学寮交流会と阪大宮山寮・鴻池寮。協賛筑波大学闘争委員会であった。これには全国から12大学350人が集まった。岡大からも男女子寮生ら20人が参加。壇上に立った北は引前大から西は広大までの各大学、寮の代表もそれぞれの大学で廃寮化や移転などが進行している事を述べ、共に団結して闘っていこう、宮山寮を防衛しようとして訴えていた。

一方的に入寮募集を停止し、その後は四条件による新々寮化を認めなければ話し合いにも応じない、といった強行な廃寮攻撃を行ってきた阪大当局は、たとえば総長専決体制をひいて教授会自治なども制限する、などかなり特殊な体質を持っており、岡大のように昨年9月の新女子寮着工阻止のバリケード撤去に上層部が警官隊の出動を要請したことに対して教官側からの反発が相次ぎ、結局“話し

合い路線”に転換したところとは大部異なっている。おそらく全国でもエゲツない大学の一つだろう。

しかし自治寮をつぶして新々寮化する、というのも大学全体の管理を強めるというのも文部省の方針。大学によって多少の差があっても同じように進めようとするだろう。ここでその“差”をもたらすのは学生や教官の態度、世論であるだろう。岡大でもあと二、三年後ぐらいには男子寮の新々寮化が予想されている。その時いったいみんなはどうする。

## 目次

### 序章

#### 第一章 寮運動・寮闘争の概要

##### 第一節 全国学寮の概要

##### 第二節 戦後の学寮の出発

##### 第三節 60年代の寮闘争

##### \*章末資料～全寮連の歴史 I

#### 第二章 中教審筑波化路線と寮解体攻撃

##### 第一節 寮運動への報復攻撃

##### 第二節 筑波大の寮と新寮条件の悪化

##### \*章末資料—全寮連の歴史 II

#### 第三章 新々寮政策の定立とその反動性

##### 第一節 新々寮の概要

##### 第二節 建物構造と分断管理思想

##### 第三節 受益者負担主義のもたらすもの

##### 第四節 寮則にみる当局の専制的「管理運営」体制

##### \*章末資料—「受益者負担主義批判」(東北大学・00寮委員会制作の資料より抜粋)

#### 第四章 自治寮廃絶＝新々寮化攻撃の展開

##### 第一節 新々寮化攻撃の水先案内人となった日「共」＝全寮連

##### 第二節 暴力的の自治寮廃絶攻撃の開始

##### 第三節 文部省4・20通達体制と学内治安管理体制

## 巻末資料（欠）

4・20通達  
「厚生補導」79年7月号より抜粋  
〇管規（〇〇大学学寮管理規則案）  
2・18通達  
79年会計検査院の79年文書  
文部省と四大学の会議録（79年）  
学生補導厚生研究会資料  
「阪大寮闘争の経緯」（鴻池寮書記局発行）

## 序章

まず初めに、私がどういう問題意識や目的を持って「自治共同体としての学寮」というテーマの卒論を作成したかを述べておくことにしたい。それには、私と寮・寮問題との関わりから入るのが適当であろう。

74年春、私はこの大阪大学人間科学部に入学し、同時に鴻池寮に入寮した。入寮の動機は、親から自立したかったのと、寮での様々な人たちとの交流を期待したことである。

寮問題だとか寮闘争だとかの存在など知るはずもなく、学生運動になぞ関わるまいということだけは決め、ヘルメット姿には嫌悪感すら持っていた、そのような意味で「一般学生」と呼ばれるワクの中こいた私ではあったが、この年大問題となっていた宮山寮負担区分改悪問題に置ける阪大当局の不誠実さにはあきれ、かつ驚いたものである。

私もクラスの一員として支持した教養部無期バリは、夏休み直前につぶされて、クラスの動きも解体したまま長らく回復しはしなかったが、一寮生としてその後の鴻池寮移転(74年9月)前後の諸問題や、75年自主入寮募集とその前後の諸問題を見るにつけ、当局への不信と怒りが蓄積されてゆき、やがて寮委員会の一員として、より積極的・主体的に寮闘争にコミットすることになった。

最も大きな衝撃だったのは、やはり何と言っても76年4月23日の、廃寮計画秘密文書事件であった。

76年をもって、大学というものは私にとってもはや「学問の府」などと言えるはずもない、醜悪で非和解的な「敵としての体制」となったし、また、この大学と密接な関係にある警察や裁判所の姿を直に見るなかから現在の日本の階級社会としての在りようを自分なりに考えてゆくきっかけをえた。

私のこの8年間は、寮に於ける、そしてまたそこもなにかしら通底する他の時空に於ける諸々の問題・様々な人々との出会いの中で自己を形成してきた8年であった。従って、もし私が卒論を書くことになるとすれば、寮問題を題材とする他ないと決めていた。

具体的なテーマについては、例えば寮問題を通じて、阪大の権力構造やそれを通して見える管理社会の構造でも、はたまた「大学人」なるものの集団論的解剖でもよいし、または大学当局の発行してきた膨大な告示・速報・宣伝文書をつかって、情報操作やデマ宣伝の研究をやってみてもおもしろいとは思った。

結局のところ、私が「自治共同体としての学寮」なる題目の下に、文部省が近年強行している自治寮廃絶攻撃の問題を探り上げたのは、今年阪大寮決戦をある意味で天王山として、全国で寮闘争が敵味方どちらの側からも重大な局面を迎えたという状況に影響されている。

くだけて言うならば、どうせ卒論を書くのなら、私個人の卒業認定のため以外にもちよつとは使い途のあるものを、という次第である。70年以降、日帝文部省による学寮解体再編攻撃が系統的・全国的に進められるなかにあつて、これと断固として闘ってきた寮は全国から見れば少数であり、しかも全国レベルでの状況分析や関係を欠いてきたのが実情であり、それは文献・資料の面についての決定的な不足という点にも現れている。（別添資料として提出する、東北大学日就寮委員会作製のパンフ「生活を闘争へ！闘争を生活へ！」はその意味で貴重な存在である。）

しかしながら、そういった弱点も最近になって克服の方向に向かいつつある。81年になって、阪大・京大・大阪市大・同志社大・岡山大・東北大・横国大等の各学寮により「全国学寮交流会議」が結成され、二度の全国集会と熱心な交流会議が積み重ねられたことや、81年12月に鴻池寮に於いて全国16学寮の参加の下、三日間に渡り寮闘争研修交流会が開催されるに至ったことは大きな成果であった。

本論文もこういった積み重ねに負うところが大きい。なお、本論文では、文部省の学寮政策に直接規定され、又国家と大衆が直接向きあう形となる国立大学の学寮の動向を中心に話をすすめている。

また、「自治共同体」として学寮を規定したのは、伝統的に学寮が学生自治会であると同時に、共同で生活する場としてあったことからこういう言い方をしたものである。

## 第一章 寮運動・寮闘争の概要

第一章においては、全国学寮の概要を説明し、戦後の学寮の出発から全国学園闘争までの経緯を述べてみたい。

### 第一節 全国学寮の概要

78年の中部地区学生補導厚生研究会での文部省大学局学生課長の講演※①中で、国立大学の学寮の設置状況は次のようにのべられている。

- ・国立大93校中、80校に寮があり、その収容定員総計は3万8千700人。これは学生数全体の12%にあたる。
- ・収容現員は2万7千人であり、これは定員の70%、学生数全体の88%にあたる。
- ・収容現員の内分けは、旧寮が1万人、新寮2万3千人、新々寮4千700人である。入寮率は、それぞれ定員に対して57%、72%、92%となっている。……

用語について説明すると、「旧寮」とは木造寮を指し、「新寮」とは74年度までに建設されたコンクリート建築の寮を指す。旧寮は、後で述べるように他施設からの転用も多いが、旧寮・新寮ともにほとんど全てが相部屋で、寮食堂を備えている。毎月国庫に納入する舎費(寄宿料)は、寮生一人当たり、旧寮が100円、新寮が300円である。

「新々寮」というのは、75年度以降建設された新しい規格の寮のことで、旧寮・新寮とはガラッと違っている。詳しいことは後に述べるとしても、全室個室であること、寮食堂が無いことや厳格な管理規定が敷かれていること等が目立つ。舎費は2300円と大幅にアップされている。この新々寮というのが、今までの自治共同体としての学寮を解体し、大学管理の学生寄宿舎へ転換させる意図の下に、旧寮の建替えという形を取って強硬に建設推進されていることを押さえておかなければならない。

79年12月、文部省が全国立大の学生部次長や厚生課長を召集し、老朽寮一掃を指示(今後五年で一掃、予算は心配ない等)して以降、旧寮から新々寮への建替えが急進行している。(なお、この際入寮定員は変化させないというのが文部省の基本的な方針である) ※※:

82年1月現在、旧寮建替えについて大学当局がまだ表面化させていないとか、予算がついていないとかなのかわずかに十数寮で、あとは全て文部省の意向通りの新々寮に建替わったか、今建設中であるかである。わずかに今春新々寮になる岡山大女子寮と、東北大明善寮で建物構造や入退寮規定で寮生側に一定有利な条件を勝ち取ってはいるが、この成果を他寮へも拡大してゆくのはむずかしい状況だと言わねばならない。

もうひとつ重大な事として、文部省が老朽寮一掃と同時に新寮に於ける寮食堂の廃止や、寮生が実質的に入寮選考を行っている状態を当局の直接・全面的な入寮選考へ移行させることをも指令し、もって新寮の「新々寮化」攻撃をかけていることである。

その突出例が阪大の宮山寮・鴻池寮に対する攻撃に他ならず、毎年入寮募集停止を繰り返し、自主募集による入寮生の退去と、「大学の管理運営権の全面承認」(=新々寮《則》体制への移行承認)を強要し、寮委員会が屈服しなければ新々寮への建物改造をも狙って寮閉鎖を強行せんとするところまできているのである。他に、小樽商大でも79年以降入寮募集が停止されているし京大では当局の「在寮者確認」なる一方的・越権的措置に応じない者は寮生として認めない、として吉田寮・熊野寮の寮生の過半に対し「不正入居者」のレッテルを貼りつけてきた。

このように、国立大学の全ての学寮から学生自治の砦としての意義を剥奪し、国家一大学当局の専制管理下に置こうとする、正に学寮の歴史を画する攻撃が、学寮に対してかけられてきたというのが70年以降の状況なのである。もちろん、公立・私立大の学寮もこれに大きく規定されていることは言うまでもない。

私学の場合、舎監を置いたりして学生の生活管理まで踏み込んでいる例(ほとんどの女子大の寮がそうである)などは文部省や国公立大当局の興味をそそるところであり、逆に寮自治権が確立され学生の活動が盛んな寮は、文部省と私学資本にとって、手を取りあって潰しにかかるべき対象として存在するのである。

次に、自治会としての学寮の機構を説明する。学寮は、学部自治会と同位の全員加盟制自治会であり、その代表執行機関は全寮生の選挙で選ばれ、委員会とか運営委員会、常任執行委員会、総務委員会などと呼ばれて、正・副委員長の他に厚生・渉外・会計・食堂等の各部門の委員や書記局が置かれる。寮によっては、全寮生がこれら部局のどれかに必ず入ることになっている所もある。改選は普通、半年毎で、短い所では年に三回というものもある。寮自治会の最高決定機関は寮生大会で、定例のものとしては普通月に一回、週に一回という寮もある。寮生の義務としては、寮生大会への出席と当番(当直や風呂たき等)の執行、寮費(大学に払い込まれる舎費・水光熱費と自治会費等を一括したもの)の納入などがあり、新入寮生の場合は、寮委員会主催のオリエンテーションへの出席も含まれる。このオリエンテーションでは寮生活の事だけでなく、寮自治会の関わっている諸問題・諸闘争について説明がなされる。労働組合の新人オルグといつしょと考えてよい。他にも様々な学習会・討論会が随時開催される。その度合と内容がその寮の自治活動の指向性と



力量を反映していると言うことができる。また、寮内サークルのある所も少なくない。

阪大の規則で一般サークルは学生課、寮内サークルは厚生課の所轄とすることが定められているのも(寮生がこれを承認するわけではもちろんないが)その反映である。おもしろい例としては、東大駒場寮ではすべての居室(相部屋)が〇〇同好会・〇〇研究会といった寮内サークルに割りふられ、寮生は必ずどれかのサークルに所属するようになっている。(近年は形骸化しているらしいが)寮の運営は自治規約に沿って行われるが、この自治規約というのは寮生が自主的に定めたものであり、文部省に示すために寮と当局の間で結んだ、いわゆる「寮則」とは別物である。この自治規約を大学に届け出て承認を得ている寮もあれば、承認を得ていない寮もあるが、日「共」系以外の寮では、寮生間の問題であるから届け出て承認を求める必要はないという立場を取る寮が多い。なお、この自治規約には退寮処分も規定されており、寮生間の信頼を著しく破壊したり、共同生活を著しく阻害する者は退寮処分に出来ることになっている。また、入寮選考に於いては実質的に寮生が行うことを確立してきたから、入寮権は寮生にあると言えるわけである。さて、学寮はこのように大学当局の統制からかなりの程度自立した自治体として在るわけだが、単に機能的な面だけでなく、大学の中では経済的に最下層の学生で構成される自治共同体として、階級社会に対する批判を展開してきた歴史を見ておかねば、今日の日帝文部省の自治寮廃絶攻撃の意味を正しく捉えることはできない。

第二節以下では、全国学園闘争の時代までの寮闘争・寮運動の概要をのべる。

## 第二節 戦後の学寮の出發

① 戦前の学寮は、「全寮制・24時間教育」(師範学校)のように、侵略・排外主義的統制の基軸として国家的に存在を認められていた。パンカラを売り物にした旧制高校の寮に於いても、その共同性・共同体意識は天皇性ファシズムの国家と結合しており、紛れもなく支配者の側から価値づけられた共同体であった。

学寮は、日本帝国主義の担い手・尖兵を養成する場として機能したのである。これに対し戦後の新制大学の学寮は、戦後混乱期、即ち日帝ブルジョアジーの支配の危機とプロレタリアート人民の闘いの前進との錯綜した状況の中で、プロレタリアート人民の力量を背景に克ち取られていったものである。具体的には、貧困学生の実力占拠闘争によって旧軍施設(兵舎・軍病院等)や大邸宅跡、遊休施設(工員寮・倉庫・校舎や合宿所、他公共施設等)が全国的に学寮として開放されていき、これら転用学寮が戦前からの学寮がそのまま使われた数に迫る程だったのである。※

② 一方で敗戦によって大学・学寮に対する国家の統制力が一時崩壊し、他方で学生の側から、ともかく寝食ができる場を提供せよという強い要求がなされる、といった状況を反映し、大学当局も積極的に「学生の経済生活の場の保障のために」学寮の建設・運営に関わっていった。次々学寮を開設・承認し(既存施設の移管や寄付)、運営費用も相当に負担していた。またこの時期、寮自治は当然のこととして認められていた。

しかし、戦後革命が挫折し、日本帝国主義が復興する過程でブルジョアジーの支配が強化され、寮は様々な弾圧を受けることになる。まさに戦後の学寮は、生まれた時から闘いであり、こういった状況の中で闘いの連続を必然化してゆくのである。以下、歴史的に見てゆくなれば、49年の中国革命の勝利、50年の朝鮮戦争の勃発という状況の中、政府は急速な反国内統合を進め、教育部門に於いては天野文相による国旗掲揚・君が代斉唱通達・教育二法強行成立などに見られるような「教育の反動化」と言われる動きがおこる。これに歩調を合わせて寮政策も反動化してゆくのである。

1951年から三回に渡って開かれた「厚生補導研究集会」に於いて、学生・寮生の厚生補導改善の名の下に、実は「自治会の偏向を取り締まること」「自治会に対する管理運営体制を整備すること」が討議され、それに基づき54年には「学寮は国家の建物であり教育的意義を有する。大学は建物のみならず、そこに住む学生まで含めて管理・運営・指導する責任を持っている。」(学寮管理要綱草案)と結論づけた。これに基づき国公立大学に文部省通達が出される。

さらに、これに平行して経済的締めつけ「負担区分」改悪、がなされる。54年、文部省令の計画総務班が全国大学に秘密裏に「寄宿舎経費負担の方針」を渡す。これが後々まで「負担区分」として貫徹されていくものであり、翌55年には「寮生の衣食住に関するものについては全て寮生負担とせよ」との文部省通達が出され、「受益者負担主義」が打ち出されているのである。

60年に入って安保闘争が爆発的に高揚する中、学寮は重要な位置を占めたのであったが、これに恐怖した日帝ブルジョアジーの側はさらに攻撃の手を強めてくるのであった。62年、安保闘争の収束状況の中で池田内閣は大管法攻撃を策したが、この時は国大協の反対にあって流れた。しかし、結局この見返りとして国大協自信の「自主規制路線」を引き出すことにより、所期の目的を八割方達成した政府は、文部省通達などの行政手段を駆使することによりその実質化を図っていったのである。この大管法攻撃と同じ頃、学寮に関しては「学厚生審議会最終答申」がけされる。これが後に述べる2・18通達(学寮における経費の負担区分についての文部省の昭和39年2月18日付通達)※③、〇管規(〇〇大学学寮管理規定(参考案))※④のもとになったものでブルジョアジーの側からの学寮管理支配の理念を集大成している。

これは「学寮を貧困学生の收容施設とせず、教育的効果を上げうるものとする。正常な運営のためには学寮管理規定

が必要である。」という内容で、教育的効果などと言って寮自治に介入し、結局は学寮の管理支配権を手に入れようとするものである。(この段階でブルジョアジーの側は寮の教育的意義などと言っているが、「自主的な人間形成、民主的な集団指導、及び集団への参加を学ぶ」…)それはあくまで大学当局の管理、「助言指導」の下にあるべきものとして措定されており、結局のところ学生を飼育慣らすためのものでしかない。学園闘争—全共闘運動によって大学の位階制秩序が根底的につき崩され、「教育」なり「自治」や「民主主義」という言葉が真に人民の手に奪還されるべきものとして闘いがすすんでいった時、ブルジョアジーは寮の教育的意義を語れなくなる。そして71年中教審答申に於いて、学寮の教育的意義の解体を声高に叫ぶのである。)

この学徒厚生審答申について別添資料の東北大・日就寮のパンフ、「生活を闘争へ！ 闘争を生活へ！」に適切な記述があるので(第一章 第三、三十一)、少し長いが紹介しておく。(同パンフについては今後は単に「日就寮パンフ」と略す)まず、この答申を出さざるをえなかった理由として、(「」内は同答申より引用)「学寮は本来、学校教育上極めて重要な意義を有するものであるにもかかわらず、新制大学発足以降今日まで、特に国立大学においては、学生の経済的負担を軽減する厚生施設としての性格だけが強調され、寮生活の教育的意義が軽視されてきた傾きがある。従って、その管理運営についても教育施設としてふさわしくない状態にあるものが少なくなく、その建物も著しく荒廃したものが多。よってこの際、大学教育に於ける学寮の意義を明らかにすると共に、それに応じた管理運営の在り方を検討し、その結論に基づいて、今後における行政上の施策及び施設の整備目標を序する必要がある。」と述べ、検討すべき課題として、①に、「今日の大学では主として安価な宿舎を提供するためであると考えられ、教育施設としての意義が見失われているものが少なくない。」②に、「学寮の管理運営について、大学が直接処理すべき事項と寮生の自治の範囲に属させるのが適当な事項との間に明確な区分がないため、寮生と大学当局の間にしばしば対立を生じることがある。」とされている。このことから寮生が、学寮の「教育施設」化を阻み、断固として学(寮生施設)の意義を守り抜き、活発な寮自治政策を営んでいったことがうかがえる。更に、審議経過と基本問題として、第1項で学寮の「教育的意義」を確認したうえで、第2項において、「その反面、学生の経済生活に対する学寮の意義もまた、現実には極めて重要であって、そのための配慮が必要である。しかし、学寮は貧困学生の収容施設に終わってはならない。従来のこのような傾向を改善し、学寮の有する教育的機能をより有効ならしめるためには、施設の整備や奨学制度の拡充などにより、物的環境の改善と学生の経済状態の向上に勤める必要がある。」と露骨なまでにその意図を述べている。

つまり、学寮の老朽化の現状は認め、物的環境の整備改善は行すが、決して「貧困学生の収容施設」にはしないと。学寮に厚生の意義は認めないと。これは、60年安保闘争への引き締めと、55年に突入した第一次高度経済成長のあとの60年ごろから始まった産業構造の重化学工業化の達成＝高度経済成長に必要な科学者・技術者・管理者の産出、にみあった大学の再編、そして学寮の再編を具体化したものである。しかし、この時はまだ柔軟な路線による学寮の「効果的な利用」を意図していた。

そして、答申の中で第11項として、「最後に、本審議会が特に強調したいことは、学の施設設備の整備改善である。上述した学寮の意義を達成するためには、それを裏付ける物的条件が確保されねばならないことはいうまでもないが、学寮の現状は質量ともにこの条件から程遠いものが大半であり、根本的な対策を必要としている。このため、各大学および設置者において、速やかに整備改善の計画を樹立し、必要な財政措置を講ずるとともに、国においても適切な援助の措置を考慮するよう強く要望する。」と「アメ」(懐柔)としての攻撃の側面を持っていた。つまり、高度経済成長に伴う産業構造の変化に適合した形での、労働力生産過程の国家による掌握と再編を、学寮に対しては「アメ」(新寮建設)と「ムチ」(負担「区分」の徹底・管理支配の強化)をもって合理的になしきろうとしたわけである。

さて、この学徒厚生審答申(62年)は62年2・18通達、及び〇管規という形で実質化された。2・18通達とは学寮の経費負担区分通達であり、受益者負担主義を前面に押し出して、学寮の経費を大学の負担と寮生の負担とに分け、両者の間に厳密なラインを引くものである。これは、学寮の厚生の意義を否定し、寮生に負担増をしいるとともに、各大学での交渉の積み重ねを破壊して画一化を図る、という二重の意味で許しがたいものであった。また〇管規は、学寮を人間形成に資する課外教育施設と規定、管理運営責任者を学生部長と定め、このことによって寮生を国家の管理支配下に組み込み、寮自治を全面的に否定するものである。

具体的には、(以下、日就寮パンフより)(〇管規の)第4条に於いて、大学当局が寮の管理運営を行うこととし(舎監の導入をも含めて)、第5条に於いて、入退寮選考権は大学当局にあるとして寮自治の重要な一環の入退寮選考権の剥奪、第10条に於いて、食費その他生活に必要な費用の全額寮生負担(2・18通達による受益者負担の論理の貫徹)による経済的締めつけ、第11条に於いて、居室の居室以外の目的での使用禁止、寮外者の宿泊禁止、掲示・貼紙等の禁止など、寮生の個別分断、寮外生との分断、表現の自由の侵害などと、寮生を全生活に渡って分断管理しようとしている。更に12条において、カイライ的な自治規約を学生部長の管理統制下に於いて作らせ、寮生自らの手で首を締めさせようとしている。第16条に於いては、現代的には寮生—大学当局間での唯一の問題解決の「交渉」の場としての「大衆団交」を全面否定し、寮生の要求・主張を一方的に圧迫・縮小・雲散霧消させるものとして、課題別「お話し合い」路線(懇談

会)構想を打ち出してきている。(以上、日就寮パンフ16～17頁)

この2・18通達・〇管規攻撃は、60年安保闘争を闘った学生運動とその一翼出ある学寮を弾圧し、とりわけこの頃、全国に巻き起こった新寮闘争に対抗するためであった。(当時は阪大を初め、東大、金沢大、千葉大、名工大、和歌山大等を中心にして全国的に新寮運動が渦巻いていた)つまり、「新寮十ヶ年計画」(63年に文部省が発表。阪大では同年、2000名寮計画、東北大では66年、4800名の新寮計画を発表。多くの大学で同様の計画)をエサとして、新寮どんどん建てるという甘言の下で新寮と引き換えに管理権の移行を図り、同時に戦艦的学寮には、これをタテに弾圧を図るという性格をもつものであった。しかし、このような60年代の政府・文部省の“アメとムチ”の攻撃は、全国寮生の闘いによって至る所で押しもどされ、寸断された。両者の緊張した対峙関係がやがて、60年代後半の全国学園闘争—全共闘運動へと引き継がれてゆくのである。次にそれを見てゆこう。

### 第三節 60年代の寮闘争

2・18通達、〇管規が出されるや、それに対する反対運動は国で燃え上がり、大学当局をも巻き込むほどであった。例えば、阪大に於いて、64年に学生部長が「2・18通達実施保留声明」を発表しているし、他にも寮生の激しい突き上げによって同様の態度表明をした大学は少なくない。60年代は新寮建設(新設と旧寮の建替え)の時代であった。日就寮パンフによれば、年間10～20の寮が建てられていったという。旧寮からの建替えが大部分を占め、その場合はとりわけであるが、寮生が当局との大衆団交を重ねるなど、強力に運動を展開した成果として新寮建設があったことを押さえておかなければならない。

即ち、運動によって当局に自治権の積極的保障や2・18通達不賛同、寮生負担軽減を表明させ、「純粋に文部省対策として」「予算獲得のため」「実害のないように」「最小限の寮則を決めて形を整える」、とさせて新寮を建てさせたわけである。とはいえ、その実態、特に受益者負担主義の貫徹の度合は、闘争の強さに規定されてかなりのバラツキが見られる。ちなみ、小樽商大智明寮、東大三鷹寮、京大熊野寮は水光熱費を(建設後の闘争によるものも含めて)全額国庫負担とさせているこの時代の雰囲気を示すひとつの例として、阪大宮山寮の旧枚方寮からの移転の際(64年)設置された「阪大寮則」を示しておく。

## 大阪大学学寮規則

第一条 大阪大学学寮に関する事項は、大阪大学通則による他、この規則の定めるところによる。

第二条 本学に次の学寮を置く。

刀根山寮	豊中市北刀根山
鴻池寮	河内市西鴻池
宮山寮	豊中市宮山町
新稲寮	箕面市新稲

第三条 寮生は本学学生に限る。

第四条 学寮は学生部長が管理する。

第五条 各学寮の運営は寮生の責任ある自治による。

2 各学寮は、自治運営に関する規則を作成し、これを学生部長に届け出て、その承認を得るものとする。

第六条 入退寮は学生部長が別に定める規定に基づいて決定する。

2 前項の規定は、学生部長が学寮代表の意見を聴いて定める。

附則 この規則は、昭和三十八年十月一日から施行する

附則 この改正は、昭和三十九年七月十五日から施行する。

この寮則は、宮山寮建設のために阪寮連(旧枚方・鴻池・新稲・刀根山の各寮より構成)が宮山寮のみの寮則として承認したものである。従って、名称こそ「大阪大学学寮規則」だが他三寮はこれを批准せず、適用を除外された。なお、この寮則に負担区分条項がないのは新寮交渉が2・18通達以前に決着したためである。ただし、阪大の場合、水光熱料については基本料金と「共有施設」部分は大学負担、居室は全て寮生負担だったため、従来よりは「近代的生活」を営む新寮に移行すると、従来の計算方法では寮生負担が大幅増になるので、運動の結果、寮生一人につき月額二四〇円の定額制とさせたのである。(その後73年になって、阪大当局は総長決定によってこれを破棄し、阪大判2・18通達体制を明文化する)他に、60年代の重要な課題として、旧寮・新寮を問わず闘われたのが、寮食堂の炊婦さんが圧倒的比重を占める寮内労働者の公務員化闘争であり、これが2・18通達や政府の公務員抑制政策を食い破って前進していった。

さて、このようにして進んできた寮闘争であるが、決して手放し勝利としてのみ語ることはできない。二重帳簿的なものであれ、寮則を制定させ、管理者としての学生部長(大学当局)を明記させ、「入退寮は……学生部長が決定する」「私

的経費は寮生負担」等の条項をとともかくも入れさせたというのは、文部省にとってはそれなりの前進といえるだろう。また、「大学自治」の幻想がまだ根強かった当時の状況に規定されて、寮闘争自体が「大学当局を寮生の立場に立たせる」的な、大学を階級支配の一機関としては明確に捉えないという色彩を、濃く持っていたことも押さえておいてよいだろう。

一方、ここで目を私学に転じると、私学の寮の大半が私学の膨張(これが高度経済成長下の「大学の大衆化」である)と期を一にして60年代に新設されていくのであるが、それらはいずれも2・18通達・〇管規にのっとるか、それを上回ってひどいものであったと言える。良妻賢母育成をも使命とする女子大寮はもちろんのこと、64年学費闘争の中での寮建設要求によって65年に開設された法政大・府中寮にあっても、入寮資格がI部(昼間部)一年次男子に限られ、舎監が寮生の思想、行動を調査して当局に報告していたのである。

また同じ頃建設された神奈川大(私立)の男子・女子寮は初めから神大エリートの寄宿舍として位置付けられ、(寮生はアルバイト禁止、違反したら退寮などと規定)学長の任命する寮長以下御用学生による暴力支配が行われていたのである。しかしこういった状況は、60年代後半の嵐のような全国学園闘争—全共闘闘争の中で一変する。

権力・ブルジョアジーの意向に沿って産学協同と人民イデオロギー的抱擁を図る機関たる大学、その中で抑圧的ヒエラルキーに乗って特権をむさぼる知識官僚、金と利権の亡者たる私学資本、こういった構造の醜悪さと反人民性を徹底的に暴き、呵責なき批判を学生大衆の武装せる決起として実現したのである。学寮が、まさに日常生活の只中での自治活動によって、大衆の結集と決起を持続させ、否応なく肌に触れてくるものとしての大学の管理支配体制と向きあってきたものであるからには、かかる全共闘闘争に於いて重要な位置を占めないはずがなかった。

京大・東工大・東北大を初めとして、多くの大学で寮闘争(新寮要求、負担区分撤廃、入退寮権完全掌握等々)そのものを出発点、基軸として大衆団交・封鎖・ストが闘われたし、そうでなく例えば学生処分問題等に端を発した大学であっても、全学的な闘争の発展の中でほとんど例外なく寮闘争が課題に加えられていったのである。寮は大学闘争の震源地であり、戦闘的学生の根拠地となった。処分紛争闘争から全学闘争委員会が結成された阪大に於いて、69年入寮募集選考で当局は寮委員会の提出した入寮者名簿で入寮手続きをする他なかったし、寮生・寮運動の尖鋭化は全斗委解体後もなお進んでいった。(別添資料、「阪大寮闘争の経緯」参照)

前出の神奈川大に於いては、寮内支配体制打倒・自主管理の闘いが神大闘争の発火点となったり、当局に寮の自主管理・自主運営を承認させ、法政大では71年舎監追放をなしきり、大学の妨害をはねのけ自主募集を続けていくのである。(その後、74年、76年の交渉で入退寮権完全掌握)こういった寮闘争の展開は既存の2・18通達、〇管規体制をつき破り、権力・ブルジョアジーに大打撃を与えた故に、彼らは全共闘運動狂殺を通じて、戦闘的学寮に報復の弾丸をかけてくるのである。

寮にまではすぐには手が出せない、あるいは寮に対しては当面手が出せなくなった大学が多かったが、(阪大は前者、京大・東北大等は後者)寮に一挙的に大弾丸をかけられた例も少なくない。69年、立命館大学では立命館全共闘の拠点であるからと、或る寮に対して悪辣なキャンペーンが張られ、大学当局一日「共」・京都府警の反革命神聖同盟によって、夏休みに、ブルドーザーによってそれこそ一日で破壊されてしまった。寮生の私物(その時外出や帰省で不在の人の分)は運びだされて日「共」=民青の拠点建物の前に「陳列」されたという。70年、東工大では「寮生には入学手続きしない」という攻撃を受け、闘いの末寮寮に追込まれた。(五寮全て廃寮、一部はサークル施設に転用。決着したのは72年頃)※⑤

東京電通大調布寮では、69年から75年7月まで入寮募集停止攻撃がかけられ、東京水産大明彦寮(新寮)※⑥では、71年から74年にかけてやはり募集が停止され、元寮委員長二名の退学処分と引き換えにようやく募集再開がされる。他にも中央大などで同様の攻撃があったようである。第2章に於いては、支配の危機を現実突きつけられた日帝権力・ブルジョアジーが、教育の場での戦後民主主義的外皮をかなぐり捨て、帝国主義的再編の途を打ち出した71年中教審最終答申の下での大学再編・学寮解体再編攻撃について述べる。この章の終わりを次の言葉で締めくくろう。

「見えない関係が見え始めた時、僕らは深く訣別していた。」

### 〈 第一章 ※注※ 〉

※① 巻末資料の掲載 (欠)

※② 以下の資料を見よ(建物の前歴別の割合(%)1966年調べ)

男子寮	寄宿舍	兵舎	校舎	工員寮	住宅	その他
-----	-----	----	----	-----	----	-----



国立	61	12	5	8	4	10
公立	66	0	17	17	0	0
私立	65	8	1	7	12	7
女子寮						
国立	59	14	5	1	9	12
公立	50	0	0	0	25	25
私立	65	4	4	4	17	6
平均	62	10	4	6	9	9

※③ 巻末資料に全文掲載(欠)

※④ 巻末資料に全文掲載(欠)

※⑤ 以下の年表を見よ

#### 東工大寮年表

##### 五寮委員会(向岳寮・恩田寮・高津寮、他二寮)

69年1月 向岳新寮建設。全学無期限スト突入(〇管規・負担区分・学生自治権)

3月 五寮委員会、自主募集貫徹。当局、書類取り立て攻撃。五寮委拒否。当局、向岳旧寮を暴力的に破壊。

～東工大闘争圧殺、報復(4名放校処分、他)

70年9月 恩田寮の寮費不払いを理由に恩田寮生十数名に退寮処分。

11月 送電ストップ恫喝

71年2月 入寮募集停止教授会決定。入寮者には入学手続きを行わないと通告・五寮委員会に処分恫喝。

→五寮委員会対応とれず、入寮者途絶以降、当局の廃寮攻撃はとどまることを知らず、五寮全て廃寮されてしまった。

※⑥ 以下の年表を見よ

#### 東京水産大寮年表

66年 新寮予算獲得のため、「〇管規ののつとつた寮規則+覚え書き」を寮生大会で採択

68年 新寮開設をエサに大学作成の寮規則、覚え書き承認を寮生にのませる。寮生完敗。

69年 水産大無期限スト突入(寮・学館の自主管理他五項目)

4月、明鷹寮(新寮)開設。「68年覚え書き破棄、寮費・水光熱費不払い闘争」突入⇔退寮恫喝

71年 3.4 入寮募集の基本合意成立。3.18当局、先の基本合意破棄し教授会で入寮募集停止決定

72年 学長、「話し合い拒否」「大学の要求項目(覚え書き・負担区分・入退寮権)が実現しない限り3.18決定撤回しない」

73年 当局ますますエスカレート。71,72 年度入寮生への事務手続き拒否、

退寮恫喝・新入生へのデマ脅迫宣伝・交渉途絶

74年 3月この時の寮委員長及びその前期の寮委員長の退学処分と引き換えに3.18決定解除。入寮募集再開

## 第一章 補足資料

### 全寮連の歴史 PART I

(東北大日就寮作成「暖房闘争資料集」より引用)

#### 発足前史

54, 都寮連アピール。第一回全国学寮代表者会議

55, 第二回「全寮代」。全国学生連合規約草案。日共、六全協。

58, 第五回全寮代 全国の地連殆ど確立「寮は学生が自律的に人間形成をしてゆく場として完全自治でなければならない。また寮は経済的下層階級に対する学問の機会均等を保障する一連の社会保障的性質を有しているの、更に寮の増設を計ると共に経済的な保障をすべきである」

◆学寮への自治・負担区分の面での攻撃。学徒厚生審答申

◆全学連共産党グループ、党中央と対立。共産主義者同盟結成。全学連の主導権は革共同に

#### 発足以降

<第一期> 58,11 ~59,6

=「全寮連発足会議」11.7~11「戦前の軍国主義の拠点」「学寮は民主教育と教育の機会均等の砦であり、更に社会進歩の砦である」と規定。サービス機関からの脱皮「寮運営は寮生の自治により、寮則は寮生が決定」

#### 基本方針

①自治の擁護と拡大、民主教育と民主的諸権利、日本の民主化

②学生寮の増新築、施設の拡充、文教予算の大幅増額、日本の平和経済

③総合的な学生健康保健制度の確立、日本の社会保障制度のために

④世界の平和共存、恒久平和のためにスローガン：警職法改悪法案粉碎、勤評絶対反対、全ての反動立法戦争政策反対

<第二期> 59,6~60,4

= 第一回 全寮連定期大会「この頃全寮連の活動が全寮生のものになっていなかった」(全寮連理論学習会より)

議案書組織方針「寮生はほぼ勤労大衆出身だとして、「プチブル層としてみることはできない。

勤労大衆の立場・観点から見なければならない」…と独断的に規定「…必要性は主体的には諸要求となって表現される。

…指導部はマルクス・レーニン主義の理論を武器として正しい情勢分析を行い、

それに基づいて正しい主体的な要求を掘り出して学生(寮生)に対して宣伝を行い、

それを学生大衆自身の共通で主要な要求まで高め正しい戦略・戦術によって大衆行動を提起し、

その成果を大衆自身に帰すべきだ…」

◆10月以降、地連からの連絡が途絶える。

中央書記局で4名の中常委辞任、或は活動放棄による無活動状態のまま安保闘争に突入する。

<第三期> 60,4~61,7

= 第二回大会 書記局と代議員間の討議に終始→中央書記局辞任、以降崩壊の一途。

社会党、構造改革論を軸とする新運動方針決定

<第四期> 61,7~62,5

= 第三回再建大会 →失敗/◆都寮連、全寮連の崩壊進む。中央交渉絶ち切れ。全国的規模の闘い無し。

◆地連闘争の高揚→東北大負担区分闘争、千葉大負担区分・処分紛争闘争

◆負担区分に於ける教育の機会均等論否定、「社会の通念」による位置付け

自己変革の場としての学寮という考え方がこの頃から中心的に討議される。

<第五期> 62,5~63,5

= 第四回大会 「今や全寮連が大きな転換期にさしかかっている」→これまでの寮運動を総括

「自己変革理論」⇒寮生には色々なものがあるのだから皆の要求から出発し皆が参加するような運動はありえない。

寮運動は個々の闘争の過程において階級社会の矛盾、支配権力の本質をバクロし、

階級社会の否定の方向に寮生を変革してゆくことである。

(日「共」)これは要求に基づく闘いを否定、統一戦線・大衆路線の否定、教育機会均等論・厚生施設論を否定するもの

<第六期> 63,5~64,5

3月 全国学生集会寮分科会「寮連に巣食っている分裂主義者との闘いを徹底的に進めると共に、

我々自身が積極的に寮連に参加し、要求を結集し闘いを起こし、その成果の上に寮連を再建する」

= 第五回大会 5月日「共」系一反日「共」系 対立表面化

◆寮運動の自立・主体性論、自己変革論(書記局、道寮連中心に)

◆統一と団結、新しい学生運動の一環としての寮運動論(東北、東海、都寮連中心に)

- 11月 全国寮代—自己変革論批判①全寮生の団結—全ての要求を取り上げて全面的な闘いを組織  
 ②自治会に寮運動をどんどん反映させてゆく③学内共闘を発展させ、特に教職員に働きかけてゆく  
 →文部省を孤立下

<第七期> 64,5~65,5

= 第六回大会 五地方寮連(東北、東海、関東甲信越、東京、四国)により開催

全寮連三つの基本方針①みんなの要求を取り上げ組織 皆が一致出来る要求でみんなが参加できる寮運動

②全民主勢力と共に闘う 学内共闘(自治会・サークル・教職員との連帯) 地域共闘、安保共闘の再開要求、  
 平民会議に結集

③寮の具体的問題と政治課題を結合する

<第八期> 65,5~66,5

= 第七回大会

◆再建以降一貫して対米従属論、民主主義革命路線

◆独占資本本位の政策により大学は益々一部の人のものとなる(文教予算貧弱)

◆学寮(=民主主義のトリデ)に対する文部省の攻撃。老朽寮のまま放置。

アメとムチ(必要などころにはカネを注ぎ込む) →新寮予算の増加 8億→14億円

<第九期> 欠

<第十期> 欠

<第十一期> 欠

<第十二期> 欠

<第十三期> 欠

<第十四期> 欠

PART IIへ続く

※ 補足

a第9期~14期、年代で言うと66年月~71年5月までの、

かなり重要な時期の記録が日就寮のこの資料には残念ながら載っていない。後日調べておきたいと思う。

b全寮連も共産党の指導下に発足し、共産党の分派闘争や安保闘争の影響を受けるが、

全学連のように新左翼のヘゲモニー下に置かれることはなかったようである。

再建後の全寮連で相闘うのは日「共」と構改派が主であるが、結局日「共」が全面的に押さえてゆくようになってゆく。

c全共闘運動の時代、戦闘的寮生が大学の内外で当局・権力との闘いに決起するにあたり、

全寮連という組織は(当然ながら)何の役にも立たず、ただ日「共」の路線に引きずり回されるのみだった。

## 第二章 中教審筑波化路線と寮解体攻撃

### 第一節 寮運動への報復攻撃

71年に「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本政策について」と題して出された中教審最終答申(第二十三回)※①こそは、60年代の高度成長の内包する矛盾を噴出させた日本帝国主義が、70年代に激化するであろう帝国主義間争闘戦に勝ち抜き、抑圧と収奪、侵略によって延命せんがために打ち出した産業構造の再編・合理化に合わせた教育—労働力再生産過程の再編方針であった。大学に対するものとしては、①初等・中等教育における選別ふりわけ制度を軸に、大学設置形態の一律法人化構想をも含めた、多様化—伏線型教育秩序をめざし、②産(軍)学協同を更に推し進め、教育と研究の分離、教官の任期制導入など能率化・合理化を計り、③大学内で物理的・イデオロギー的に人民の側の抵抗の拠点になっているところをこれを解体し、ブルジョアイデオロギーの下への大学の全統統合を行おうとするものである。※②

そして学寮については、「これまで学寮に期待されていた共同生活の教育的意義は他の方法によって生かすことを考える」※③と学寮の意義付けの大転換を行っている。そしてその説明として次のように述べている。

「もともと学寮は、単に学生に対して食・住の生活環境を提供するためのものではなく、その共同生活から貴重な体験を身につけるところに特質があった。」しかし、…(そのためには)…学校側の指導理念が確立され、(両者の)信頼と協力の関係が維持されねばならない。」(ところが)「学寮は学生の単なる厚生施設として扱われ、その物的条件も長い間劣悪なままに放置されてきた。しかも、学生集団の特殊な意識に基づく自治活動が寮の運営に持ち込まれて、ことごとく大学の管理方針と対立するようになった。そして今日では多くの学寮は、学生にとって教育的に有意義なものでないどころか、様々な紛争の根拠地とさえ見られるような不幸な状態にある。」…

これを第一章で述べたことを踏まえてわかりやすく言い換えればこうである。

【ブルジョア体制にとって、学寮とは戦前の学寮の如く規律ある集団生活によって学生に“貴重な体験”をさせ、学生をブルジョア秩序の忠実な担い手として育成するところに目的があるのであって、食・住の保障は貧乏学生を飼い慣らすための手段にすぎず、これを取り違えてはならない。そして学寮がかかる“教育的”機能を発揮するためには、大学当局の権威と管理の手が強大で、学生が進んで服従するようではなければならない】【しかし、戦前の学寮を否定し民主主義を真に追及する学生の運動に押され、学寮は厚生施設として位置付けされてしまってきた。だから文部省は、そのような体制側の意のままにならぬ学寮への締め付けに腐心し、“物的条件も長く劣悪なままに放置”してやったのである。しかしそれでも学生の斗いは衰えず、人民の普遍的立場に立った(当然ブルジョア秩序に反する)自治活動がますます活発化し、全面的に大学を押しまくってきた。全共闘運動を経た今となっては、大学何らの<真理>も<道徳性>もないことは余りに明白で、“学寮の教育的意義”などと言ったところで大学の権威が回復するどころか、『学寮に於いて教育を人民の側に奪還すべく闘うぞ！』などと掲げる“学生集団”を元気づける方向にしか働かない。

そして今日では、学寮は多くの学生を闘争に決起させる『人民教育』の場となってしまい、ブルジョア体制にとっては極めて“不幸な状態にある”とて、答申は先の説明に続けて「このような状態を改めて、その本来の姿を実現しようとするのが困難なばかりでなく、今日の多数の学生を対象する学寮が、はたして戦前の学寮の理念を追及すべきかどうかには根本的な問題がある。」として、ブルジョア側の側が戦前の帝国主義イデオロギー注入の場としての学寮を戦後も理念としてもってきたことを告白しつつ、従来の学寮政策ではもはやだめなのだという認識を表明している。

そしてこの解決策として、「一方では組織的、計画的な合宿セミナーを学生に体験させることによって、共同生活から得られる貴重なものを修得させ」、「また他方では…新しい適切な方式によって食・住に関する便宜があたえられるようにする。」と述べている。更に同答申の第二編の六、「教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策」の中でこれを次のように掘下げて展開している。「学寮をその本来の目的に向かって改善充実すると共に、それによりがたい場合は、個人との契約にもとづく厚生福祉事業としての学生宿舎の整備を促進すべきである。今日既設の学寮のうち多くの問題をかかえているものは、そのいずれの方向に充実整備すべきかについて、速やかに方向を決定すべきである。」

71年中教審答申は学内管理体制の護持を至上のものとして、それは抵抗・反撃の拠点としての学寮を徹底して解体し、時には廃寮をも辞さず、また法人化や個人契約寄宿舍への移行をも含めて「本来の目的」＝ブルジョア秩序の体現者育成の施設への再編をしようという方針を明確にした。それは別の言い方言えば、「戦後民主主義」の申し子としての学寮に於いても戦後民主主義をはっきりと、上から清算するということである。つまり、今までは大学当局が学生に対して「教育的意義」だとか「民主主義」だとか「自治」だとか言って取り込もうとしてきたが、もはやそれが怪格でしかないことは明らかだから、今後は学生に対し、管理支配されるものとしての立場を実態的には勿論、イデオロギー的にも強制してゆかねばならない、というわけだ。

かくして大学は“身軽”になった。「教育」やら「自治」のために建前的にも学寮を維持する必要から解放され、入寮募集停止であろうと、廃寮であろうと、学生からどう追及しよう、それは掛値なしの「本来の目的」＝体制的価値の担い手の育成のための道程にすぎないし、「管理権者としての管理権の行使だ」と“安心して居直れる”ことになったのである。

## 第二節 筑波の寮と新寮条件の悪化

中教審の打ち出した学寮解体再編攻撃は、先に見た東工大での廃寮、水産大、電大での入寮募集停止を各現場に於ける「先駆」としつつ、中央レベルにあっては筑波大の法人経営寄宿舍開設(73年)と、新寮建設条件の格段に厳しい締め付けとして具体化した。

筑波大自身がそうであるように、筑波の寄宿舍はブルジョアジーの理念を純粹培養的に物質化したものである。法人経営としたのは、ひとつには大学の中に寮問題が(万一起こったとしても)及ばないようにするためと、民間アパート並の金銭感覚を強要して「受益者」負担主義を貫徹するためである。男子・女子・そして同居用まで含めた大規模宿舎となったのは、つくばの山の中へ移転したためであるが(そのために寮食堂も設置されている)、全て法人との個人契約による個室・個室メーター制で、しかも「好みの多様化に対応するため」と称して部屋の造りも三ランクに分け、数千円から二万円近くの格差をつけた部屋代を取っているのである。(その他に共益費も徴収)しかし法人と言っても、その理事は大学関係者で構成されているのであり、生活管理のエグゼクティブなさは民間の比ではない。有

名な(?)なものとしては、「三人以上集まると集会と見なされ、許可を得なければならない」という旨の規定があり、これではマーじゃんもできないと冗談まじりに言われたものだが、現実問題として75年頃、寮の食堂で筑波大の中国人講師を囲んで十人位で懇話したことがこの規則違反に問われる、という事件があった。

また、部屋の適正使用を調査すると称して、管理人が月に一回、不定期に部屋を調べていくことも行われている。これは、部屋の本棚の本を見ればその人間の思想傾向を把握できるという事でもある。がんじがらめの管理規則によって、寮(寄宿舍)内で少しでも反当局な動きをすればすぐに退去処分されてしまうのが筑波の寮である。



筑波の寮がひとつの純粹モデルであり、他の大学は様々な「しがらみ」を持つが故に簡単には模倣できないにしても、共同性の剥奪、個別分断管理、受益者負担主義の徹底は大いに「教訓」とされたはずである。(法人経営については現在までのところ、広島大のみが総合移転計画の発表とともにうちだしている) 現に筑波の寮は「平穩」である。

文部省大学局の学生課長が、「アメリカの大学では寮専門の教職員によって十分管理が行われ、どの部屋もマスターキーで開かれ、自由に訪問できる。」「(日本でも)教職員が十分に管理権を行使することが、学寮を純粹に経済的に把握するという事を学生にも認識させることになる(のでこの点が大事だ)」※③ と講演している背景はこれなのである。

では新寮建替えはどうなったかという、60年代に年に10~20寮だったものが70年代に入り、年に数寮へと激減した。そして74年には新寮予算が降りなかった。※④ 文部省が新寮予算を極力押さえにかかったわけだが、これには二つの側面があると思われる。ひとつは、全国学園闘争の中で重要な位置を占めた学寮総体への報復として寮生を新寮を盾に締め上げ、屈服させようという側面。もうひとつは文部省が新寮条件、ひては学寮全体の捉え方までも洗い直し、新たな基準を(学生にすればよりエゲツない方向へ)摸索していく側面である。

後に詳しく述べるように、後者の側面が四条件新規格寮(①大学の管理運営権の明確化、②受益者負担主義の貫徹、③個室制、④寮食堂なし)＝新々寮として定立され、75年度移行絶対的な基準として打ち出され、前者の側面は「いやなら建ててやらない」から78年電通大を皮切りに、「いやでも新々寮に立て替えてしまう」と攻撃的姿勢へ転じていくのである。

話を70年代初期に戻すと、阪大の場合鴻池寮の新寮建設に対し、この建替えが大阪府の公共事業上の要望による土地交換に基づいており、寮建替えも大阪府の金でやるにもかかわらず、厚かましくもこれに介入し、71年段階で、①公務員炊婦による寮食堂の廃止＝食堂なしか、業者食堂への転換 ②寮則整備＝a管理権は学生部長にある、b入退寮権の最終決定は学生部長が権限を持つ、c私的経費は寮生負担、を強要してきた。※⑤

このうち特にbは宮山寮の寮則※( )が「学生代表の意見を聞いて定める」としているのに比較して明らかな改悪である。公務員炊婦さん廃止と言うのは、今までの寮闘争の重要な成果(寮生雇いなどの不安定・劣悪な雇用条件の炊婦さんを運動によって公務員化させてきた)を完全に切って捨てるものである。ただ、この当時は食堂設備自体の廃止はまだ方針として確定していなかったことがわかる。

東北大例を見てみよう。ここは八寮のうち52年建設の有朋寮(木造)以外は全て早急な建替えを要する老朽寮、という状態だった。71年日就寮建替え。寮則に「入寮願提出」と「負担区分原則」明記。(従来「入寮願」だったものを69年に「入寮届」に変更、70年に「入寮願」に再変更していた)74年、八木山三寮の新寮問題が起り、75年に結局新々寮として建つまで間に、次に見るように次々新寮条件が追加されていった。

#### ◆74年2月、「新寮三条件」

- ①負担区分は現行日就寮並
- ②炊婦削減 11名→7名
- ③入退寮選考権の改悪(学寮の管理運営の責任者としての学生部長)

#### ◆74年6月、「入寮募集手続三条件」

- ①学生部長宛入寮願を厚生課に提出
- ②学生部長は入寮希望者についての意見を寮委員会から提出させる
- ③学生部長は寮委員会の意見に基づき入寮を許可する

#### ◆同年、追加された「二条件」

- ①個室化
- ②舎費1800円(従来、新寮300円、旧寮100円)

#### ◆75年、予算が降りて設計の段階で、

- ①食堂、風呂を作らない。隣接する日就寮と共用せよ。

このような文部省・大学当局の攻撃に対し、東北大寮連の多数派を制する日「共」＝民青は闘争を組むどころか、原則的立場を堅持して当局と闘う日就寮・有朋寮に敵対しつつ、当局への協力＝屈服を行い、「新しい寮が建ったから勝利だ」などと言いなすのであるが、日「共」＝全寮連の問題は後に述べることを予告しつつ第二章を終わる。

第三章に於いては、いよいよ新々寮とは何か、その問題点はどこにあるかを述べてゆく。

#### <第二章 ※註※ >

※① 80年、教科書問題で中教審がまた持たれたので、今は最終答申と言えなくなった。

※② この71年の中教審答申については日就寮パンフに少し詳しく紹介されている。

※③ 71年中教審答申の第三章の「12. 学生の生活環境の改善について」の項

※④ 日就寮パンフ、P.9、P.41より。しかし、日就寮務委員会の作成した別の資料の中につぎのような記述がある。

「国立大学の寮は年間せいぜい2～3校しか建てられず、(65年4校、66年3校、67年1校、68年4校、69年2校)

※⑤ 鴻池寮移築とその後については、巻末(別添)資料、「阪大寮闘争の経緯」参照のこと。

## 第二章 章末資料

### 全寮連の歴史 PART II

<第15期> 71年 5月～72年 5月

=第十四回大会「全国寮生は新寮建設を初めとする要求実現の闘いを文教政策転換の中で位置付ける」

「政府自民党の文教政策の下で温存される非民主的な大学の管理運営と、

暴力集団の暴力的盲動、寮私物化もまた、全国寮生の要求実現を妨げるもの」筑波大、学費値上げ、物面值上げ反対

寮内自主規律三原則 ①テロ・リンチ暴力行為を許さない ②寮内への凶器の持ち込み、製造、貯蔵を許さない

③封鎖・占拠・街頭妄動のための「出撃基地化」を許さない

全寮連四つの方針

①寮生のあらゆる要求を取り上げ、実現のために闘う ②学生運動の広大な統一と全民主勢力との「統一戦線」の実現

③健全で民主的な寮自治めざして全寮生が参加できる寮運動

④全国の全ての寮生の団結めざし、全寮連の強化拡充

<第16期> 72年 5月～73年 5月

=第十五回大会「学寮を『紛争の根源地』とし、自らの政策を政府自民党が合理化しようとしていることが、或る程度一般国民や大学当局を納得させる現状にあります」

大学と教育を丸ごと大企業の利益と対米従属の下での軍国主義復活に動員することを狙う。/学費値上げ反対闘争

→「私学の助成を要請する」行動方針/全国寮生の当面の要求→寮生の経済負担を軽減せよ水光熱費を国庫負担せよ

<第17期> 73年 5月～74年 5月

=第十六回大会 新寮→「大学当局の積極的な姿勢をかちとる。文部省との交渉。国会議員の協力」

〈完全自治論・負担区分＝資本の論理〉→「これらは当局の論理であり、文部省を免罪し美化するものである」

<第18期> 75年 5月～76年 5月

「東北大を初めとして新寮予算を政府文部省に出させたことは、文部省に対し『大きな打撃』を与える」→「大勝利」

『「予算を降ろすか否か」の対立点を実際化してゆくことが勝利への条件となっている」/

文部省は寮を建てて自治を奪おうとしている』とし、永年の粘り強い闘いを無視して…

部省の攻撃に屈した』と言っていることは新寮要求を実現しようという無いことは明らかです」

<負担区分撤廃・不払い闘争>→「学寮の民主的役割と寮生の生活を守ることも、

今日の学寮予算問題を正しく解決する事も全く不可能です」

<第19期> 欠

<第20期> 77年 5月～78年 5月

=第十九回大会 新寮→「誰もが納得しえる諸条件での一致と概算要求の学内での合意を作る」/

<全学国庫負担要求・不払い闘争>→「今日の深刻化する大学危機の下で教職員をも含めた大学危機打開の

広範な一致点が作られるのを妨害」/自治会の活動スケジュールが過密であるために寮運動を軽視する風潮さえある。

こうした問題は新寮建設などの全学的な闘争の必要な寮生の要求を実現する上で学生や教職員の合意が得られず、

かえって運動の障害となるものです。

## 第三章 新々寮政策の定立とその反動性

### 第一節 新々寮の概要

寮闘争の根絶を図るべく学寮への解体・再編攻撃を練ってきた文部省は、75年度より「新寮四条件」なるものを打ち出し、これに合致しない限りは絶対に新寮建設を認めない、という方針で臨んできた。この新寮四条件とは、

①居室は個室制とする。

②寮食堂はつからない。

③受益者負担主義を貫徹した負担区分を敷く。

④入退寮決定権を初めとして学寮の管理運営権を大学の管理権者(多くの場合、学生部長)が持つことを明確にする。というものであるが、これは従来の学寮とは明確に一線を画する新たなタイプの学寮への移行を意味している。

③の受益者負担主義、④の大学の管理運営権というのは2・18通達や○管規の再強調であるが、決して単なる蒸し返しではない。2・18通達や○管規が今まで何故文部省の思う通りには貫徹されなかったか、寮生側の反撃にさらされて

きたかを、支配者の側として総括したうえで打ち出されているのである。それは学寮の存在意義の規定に於いても、寮規則に於いても、日常運営に於いても、従って建物構造に於いても、寮生の共同性を奪い、個別分断管理を徹底するということであった。①の個室制、②の寮食堂無し、はこの考えを表現するものである。

○管規には学寮の目的・性格として「自主的に規律された共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設とする」と記されているが、「四条件新寮」にあっては「自主」とか「共同生活」「教育施設」などの意味付けの言葉は一切廃されている。単に「修学上の便宜を供するための施設」と呼ばれるのみである。

共同生活の場から大学による強権管理のアパート・収容所へ。これが「四条件新寮」が従来の学寮と一線を画し、木造老朽施設の旧寮・鉄筋コンクリート造りの新寮に対して「新々寮」と呼ばれるゆえんである。もちろん、「共同生活」と言い「教育施設」と言い、文部省による定義はブルジョアジー・権力者の思想からするものであり、寮生・人民の側からする意味付けとは真っ向から対決するものであること、文部省・ブルジョアジー・権力者の側が学寮に没思想的、没階級的に對するものではないこと、これらは当然の事である。彼らが望む「共同生活」「教育施設」としての意味を学生に叩き込むには、まず何よりも従来学生が培ってきた共同性、自治の気概、権利意識を徹底して解体せねばならない、ということなのである。

従って、この新々寮政策が単に「四条件新寮」への建替えにとどまるものでないことは明白である。新々寮への建替えの増加は自治寮としての旧寮の消滅と一体であるばかりでなく、自治寮としての新寮への攻撃とも一体のものである。自治共同体としての学寮を廃絶する攻撃として新々寮政策が存在するからだ。そしてこの中で、学寮をして大学当局を含めたブルジョア体制に従順であるのみならず、より積極的に忠誠を誓い奉仕する学生を養成する施設にしているのである。侵略反革命の国家総動員体制づくりの一環として新々寮政策が位置付けられているのは明白である。次に、より具体的に新々寮の実態をあばき、批判を加えてゆきたいと思う。

## 第二節 建物構造と分断管理思想

新々寮が従来の学寮と一線を画するものであることは、その建物構造を見れば明白である。即ち、居室が個室制であること、寮生全員が集まれる集会室(寮自治会を機能させるためにこれは不可欠である。普通は寮食堂がこの用途にあてられてきた)がないことがそうである。他にも別々の棟に切り離したり、同一棟のなかでも廊下を区切って各ブロック毎に出入口をつけたりして、寮生が日常的に顔を合わせる事ができないように“工夫”されている点も重大である。また、小規模な談話室は認められても自治会室は認められない。以下に実例を紹介する。

### =大阪外大・向陽寮(男子、定員百六十名)

79年秋開設。四階建ての二つの棟に分かれており、各棟は団地風に建物の真ん中を貫く階段によって更に左右に分かれている。つまり一棟が八つのブロックで構成されているわけで、その上各ブロックの出入口の鍵はそれぞれ別である。一ブロックは十の個室とトイレ、補食室で構成されている。寮生が集まれる所といえば、別棟の管理人室に併設された娯楽室と、これまた別棟の浴場に併設された談話室があるのみで、しかもそれぞれの広さは詰めても五十人が限度である。隣接する「もみじ寮」(女子、定員百四十名)もおなじ構造である。

### =大阪大学・刀根山寮(男子、定員百二十名)

81年春開設。四階建ての三つの棟に分かれており、各階毎に1ブロックを構成する。階段は建物の内部ではなく外部に設置されているから、共同の玄関というものはない。トイレと補食室、及び十の個室で一ブロックが構成されている。三つの棟が平行に並んでいる様子は団地そのものである。中央の棟には管理人事務室が正門をにらむ形で設置されている。風呂は別棟になっているが、これも居室を三棟に分離したのと同様に寮生を分断しておくためであることは言うまでもない。電話等でマイク放送による呼び出しがあった時や、風呂に行く時、寮生はわざわざ自分の棟から外に出ることを強いられるのである。天気の良い時などはたまらない。更に大阪外大よりもひどいことには、談話室すらないために(これが日「共」=民青の新々寮推進路線によるものであることは二章で述べた)、会議やコンパは風呂の脱衣所で、寮生大会は廊下で(!)行わざるを得ない状態である。そして、当局の管理思想を如実に物語るのが事務室の隣にある「面会室」なるものの存在だ。寮を訪ねてきた友人・知人は原則として部屋に入ってはならず、この面会室で会えというのだ。まさに監獄的発想ではないか！しかも120名の寮生に対し小さな面会室ひとつだけということは、寮生以外は寮に来るなど言っているに等しい。現在のところ人の出入りをチェックすることまでしていないのは、刀根山寮が当局や体制に従順であるからにすぎない。

### =大阪大学・新稲寮(女子、定員四十名)

81年春開設。第二章で述べたように寮生を追い出した後、当局が学生を完全に排除したところで全く「自由に」設計し

た新稲寮は刀根山寮より更にひどいものになっている。「集団ができないようにすることを最大のポイントにして造った」と当局内で公然と語られる新稲新々寮は、自治活動以前の日常生活に於いてすら、寮生に不便と危険を押し付け、同時に意識の面で寮生を閉鎖的・排外的に育成する構造を持っている。当局は定員四十名＝四十居室、二階建一棟のこの小さな寮を下図のようにわざと狭苦しく、変則的に仕切板で四つに区切り、それぞれに玄関をつけた。

そして「防犯のため」と称してそれぞれの玄関に別々に錠 をつけたのである。居室も「防犯のため」、なぜか内側から 開ける時も各自の鍵で開けなければならない仕組みになっている。「防犯」のため施錠している夜間などに他のブロックの部屋に出向くのは実にめんどろである。そしてその仕切板であるが、これは「防犯のため」どころか逆に危険を多くするものである。「賊が侵入」したり、火事が起こったりした時、狭いブロックに閉じ込められている方が危険なのはいうまでもない。その上、新稲寮の廊下は居室にはさまれていて外が見えないし、当局が四ブロックへの分断に固執するあまり館内放送すら設置されていないから、非常ベルの音で部屋から(鍵を使って)飛び出したとしても状況がつかめない。仕切板に掲示してある「非常の際はこの壁を破って避難してください」という指示に従って壁を破ったらむこう側が火事だった、ということもありうる。

危険なのはこればかりではない。通用門も玄関も、自分の部屋さえ鍵を使わなければ開けて出られない。また正門は終日閉じられ、夜間は管理人が引き上げるにも関わらず寮生に鍵を貸すことすらしない。寮の周囲は鉄条網付きフェンスで囲まれている、など生命にかかわる危険すら無視して分断管理に血道をあげている。別棟に管理人室と、かの「面会室」を合体させて人の出入りや交友関係までチェックしたり、制限したりしているのは言うまでもない。分断は風呂にまで及ぶ。新稲寮では風呂が四つもあるのだ。一人しか入れない小さな風呂が各ブロックの一つずつ！ これは確かに「画期的」なことである。

以上三例からも明らかな通り、新々寮の建物構造は人と人のつながりを断つことを最大の狙いとしているのであって、文部省や大学当局の宣伝する「個人のプライバシーを重んじた」「快適な勉学環境」などというのは全くのペテンでしかない。語り合う場さえ奪っておいて何が「プライバシーの尊重」か？ 彼らはしきりに「今の学生は個室を望んでいる」と言って個室を強要するが、これには何の正当性もない。現に寮で生活し、寮とは如何に在るべきかを最も切実に考えている寮生の側がこぞって個室化に反対し、相部屋を要求しているのに、(個室要求運動は一部屋十人などという特殊な老朽寮で昔あったのみである)学生全般に対する「生活意識調査」の一項目で個室寮が良いと答えた学生が多かったから、力づくで個室寮にするなどというのでは全く筋が通らない。また、新々寮＝個室寮とする図式を立てて、新々寮の入寮率が旧寮・新寮より高いから入寮率を上げるために個室化を進める、などと言うのも詭弁である。旧寮や新寮の入寮率が低いのは、①老朽危険施設の改・新築がロクになされてこなかったこと、②一人あたりの居室スペース三畳という文部省のこれまでの基準からして、今となっては(旧寮・新寮の)定員の決め方そのものに無理があること、③その上に、阪大を典型として自治寮への攻撃を加えて学生に不安を与えていること、等によるものである。新々寮はけっして単なる個室寮ではない。寮食堂、集会室の件を考えてみれば、事は明らかである。新しい寮にこれらを作ってはならない、という理由は文部省さえ明らかにしようとしないう。「予算が無いから」とは言えないのである。寮生が相部屋を望んでいるのにわざわざ金と手間をかけて個室化したり、はたまた廊下を区切ったり、玄関をたくさん作ったりしておいて「金が無いから集会室等は作れない」では、寮生から「よけいな所に金をかけずにその分集会室等に回せ」、と言われて反論できなくなってしまうだろう。「国の方針だから作らない」、と問答無用の姿勢を初めから打ち出しているという事が全てを語っているのである。個室化と集会室削除が一体不可分なものとしてあるのが新々寮である。これが寮生の自治活動へのあからさまな否定でなくて何であろう。寮生の自治活動があって初めて、現在の寮生及び今後寮に入る寮生の生活と権利が守られるのだし、学寮に於ける相互的・集団的教育効果(人民としての視点と立場を追及することによる人間形成)が保障されるものであること、言い換えれば、自治活動によってのみ学寮が学寮たりえること、をはっきり押さえておく必要がある。新々寮は、その建物構造自体が寮生の共同意識を日々解体するための強力な武器になっているのである。このような問題意識を欠落させた日「共」＝民青のヘゲモニー下の寮が新々寮に移行した時、二、三年後には日「共」的レベルに於いてすら自治会機能を維持できなくなる程に寮生の側の解体が進むという事態からしても、新々寮の「危険性」が証明されていると言えよう。(蛇足ながら付け加えると、私は個室そのものが悪いとは思わない。学寮という場でどういう居室形態が良いかは寮生が主体的に選ぶべきものだということである。個室希望が学生の中で多くなったという事実はあるが、それは個人の自立を示すというよりは、小・中・高校と受験に価値が一元化された中で、他人や社会との生々しい関わりを断った“お勉強部屋”で培われた閉鎖性を示している側面の方がはるかに大きい。だから入寮して少なくとも一定の期間は相部屋を経験することが必要だと私は考える。なお、東北大では運動によって新々寮に於いて定員の二割を相部屋とさせた。)

### 第三節 受益者負担主義のもたらすもの

学寮の経費の負担区分に関して、いわゆる受益者負担主義を徹底させるために、新々寮は従来の寮とは違った構造と



厳しい寮則を持つものとなった。この受益者負担主義は厚生施設としての学寮の意義を大きく損なうもので、公的経費・私的経費という考えを導入して、二重収奪と資本主義イデオロギーの注入を行うものである。(章末資料参照のこと)

建物構造の面に於いては、個室制にして部屋ごとに電機メーターを設置したこと、寮食堂を廃止して炊婦さんの人件費やその他が問題となりようがなくなってしまうこと、が筆頭に挙げられる。そして補食室のガス器具は、無駄と不便を寮生に押し付けてコイン投入式にした。それだけでなく、今までは公的部分とされていた所も廃止するか、私的部分に回されるか、してしまった。これが集会室等の廃止であり、棟や廊下を分けるブロック制の導入である。ブロック玄関・廊下・トイレ・流しの電気代、水道代もブロックの寮生の負担とされてしまった。寮則の面に於いては、新寮の寮則が、ほとんどの場合「私的経費は寮生負担とする」というぐらいのことを記して、その解釈運用は各大学の事情によって巾があったのに対し、新々では負担区分の基準が具体的に明記され、納入方法の指定と処分の規定(寮則違反や三ヶ月滞納で学生部長が退寮処分)がなされている。

これら両面から文部省一大学当局は受益者負担主義を問答無用と寮生に強制しているのである。従来の寮では負担区分は論理として争われてきた。住み込みの寮内労働者の居室や一部寮食堂を除いて、寮全体でひとつの電気・ガス・水道のメーターしかないから、どこの部分の使用量がどうだからとはならず、まして相部屋であれば個人の特定もなしえなかった。従って、話は寮自治会総体と大学当局の間の論議としてなされ、論理的にはほとんど当局の破産に終わってきたのである。全学大学負担、一定比率による負担区分、公・私の面積比による負担区分、公・私を区分を下敷きとした大学側負担上限設定による負担区分(例、阪大)、寮生定額負担制(例、阪大宮山寮移築協約による)、等が各大学での力関係等諸事情により存在してきたのである。

新々寮の徹底した受益者負担主義制は、寮生の負担区分撤廃闘争を運動的に非合法に追込み(当局の定めた基準・納入方法に反したら退寮処分)、日常感覚の面でも解体する(個室・ブロック制、それらごとのメーター制)ことを狙ったものとみなせるだろう。それでは、こういった新々寮の受益者負担主義の徹底は何をもたらしたのであろうか？

何よりもまず、それは寮生負担の増加をもたらした。ほとんど材料費だけ負担していた寮食堂が廃止されてしまったこと、従来大学が負担していた分まで寮生負担とされてしまったことからして、これは当然の帰結であった。しかも、新々寮では舎費(寄宿料)が新寮の300円から1800円、更に2100円へ大幅値上げされている。このため新々寮は、下宿・アパートに比べ部屋代の差額分安いだけのものになってしまった。それが払えない者は寮で暮らすことすらできないようになってしまったのである。ふたつ目は、寮生の意識・感覚に対する影響である。学生の権利意識や共同体的感覚を破壊し、恩恵意識やアパート的感覚を助長していることは疑いがない。

#### 第四節 寮則に見る当局の専制的“管理運営”体制

新々寮の寮則は新寮に較べて格段に厳しいものになっている。自治条項が削除された一方で、大学当局(学生部長)が管理運営の責任者として前面に押し出され、入退寮権から日常運営の全ての面に渡って大学当局による専制が明示されている。別添資料「阪大寮闘争の経緯」の中にある「新寮新々寮則」がその典型なので、これをもとに話をすすめてゆく。まず寮自治の根幹たる入退寮権であるが、従来は入寮募集選考について大学当局と寮生が合議して手続きを定め、年により曲折はあるが大筋、寮生で構成する入寮選考委員会が書類と面接による選考を行い入寮決定者を決め、学生部長がその結果をそのまま承認して入寮許可書を発行する、というものであった。

ところが新々寮に於いては、入寮の全過程から寮生は排除され、募集・選考・決定・許可の全てが学生部長の権限のみで行われることになった。寮生には入寮選考をする資格も能力もない、という態度である。権限を持つのは当局だけという事を入寮時から貫くことによって、寮生の自治権を否定しようというものである。

つぎに退寮規定だが、処分が退寮許可を受ける他ないように規定されてしまっている。例えば阪大の寮則では退寮規定は無く、各寮での自治にまかされていたのであり、各寮自治規約に依っていた。寮の共同生活に重大な害悪を与える者については、十分な討議と手続きを経て退寮処分が下されるし、卒業、転居の際は届け出によって退寮手続きを取っていた。いずれにしろ、当局に対しては寮委員会から退寮者を報告していたのみであった。ところが新々寮では、学生部長の退寮処分権が前面に躍り出てくる。寮生は学生部長に生殺与奪権を握られてしまったに等しい。新寮新々寮則によれば、「学生としての身分を失った時、経費納入を三ヶ月以上滞らせた時、在寮期間(この問題については後述)満了の時」は自動的に退寮処分が下り(第14条)、「停学、休学、留学等の時や、保健衛生上寮生生活に不相当と認められた時、寮則に違反した時」は学生部長が退寮処分できる(第13条)とある。カリキュラムに従順でない者、当局や権力に反抗する者は寮から追放し、大学からも追放するということである。ここには大学当局は大学当局であるが故に絶対的権威を持ち、これに反抗する者は存在を許さない、という思想が大前提として横たわっている。

また、日帝文部省の大学の治安政策とも密接な関係を持つし、78年の4・20通達が出されて以降は特にそうである。例えば、大学の内外で何かの闘争に関わった寮生が権力により逮捕されたり、拘留されたりする、或は大学当局から退学・停学の処分をかけられた場合、この寮生はそのかけられた弾丸がいかにか不当なものであろうともおかまいなしに、

寮自治会が(もしあったとして)反対しようとも、全く一方的に退寮処分をくらってしまうということなのである。「寮則違反は退寮」ということにしても、寮生がその寮則の是非を問うことも許されない状態に落とし込まれている以上、当局に反対すること自体が犯罪視されるということである。細則についても、「学生生活委員会の議を経て学生部長が定める」(第16条)というのだから当局の権力は絶大であり、寮生の自治(会)活動は、言葉の普通の意味に於いて存在を許されなくなってしまっている。また、新々寮則では施設の保全の項目を設けて、「居室を寮生の居住以外の目的に使用しないこと」、「施設、設備又は備品を滅失し又は汚損した時は、その原状回復費用を弁償すること」等が定められている。これはどういうことになるかと言えば、居室に友人・知人を招き入れたり、泊めたりすることや、居室で会議や種々の催しをやること、或は壁にビラ・ポスターを貼ること等全てが「寮則違反」として引っかけられるということである。

現に新稲寮では、「非常の際は破って下さい」と書いてある例の仕切り板(壁)をやぶってみた寮生に対し、(その仕切り板には井の字形に鉄骨が入っており、とんでもない危険物であることを以前から寮生側が指摘し、問題化していたにも関わらず、こういった事情を無視したまま)学生部長が処分をちらつかせつつ恫喝を行うという事態が発生している。(82年1月～)

もうひとつ問題なのは、新々寮では大学院生・研究生に入寮資格が与えられず、また入寮有資格者(学部学生)でも在寮年限を一律に最短修養年限以内と定めてしまっていることである。(大学によっては在寮年限2年、と更に短いところもある。大阪外大等)いくつかの大学では在寮年限の延長を個別に審査して許可する道を開いたが(岡山大女子寮)、こういうことを一律に決めてしまうその発想にまず問題があるといわねばならない。入寮希望者が多くて収容きれないのであれば、寮を増築することで解決するのが当然であって、増寮には一切関心を示さず在寮生の入れ替えを図るのは間違いである。だいたい寮にいる学生が、現在20万円はかかるであろう引っ越し金を用意することは難しいことは誰が考えてもわかることである。在寮資格・年限の制限の狙いは、いわゆる経済効率的な面にあるというよりは、もっと政治的面にあると見る必要がある。“古参”の寮生を一掃し、大学のカリキュラムからはみ出した“ユニークな学生”を寮から排除することで寮闘争の解体を図るものである。また同時に、「寮生=寮という自治共同体の構成員」という規定を否定し、「寮生=寮施設の一時的利用者(被管理者)」という規定にとって変えようということである。

新々寮政策を規定しているものは、つまるところ国家主義であり、その本質はブルジョア階級独裁のイデオロギーである。それ故、日本帝国主義が侵略反革命の国家総動員体制に突進して行くのに合わせ、新々寮政策は学寮に対する国家統制の強化と収奪の強化の攻撃としての姿をますますあらわにしてゆくのである。

### 第三章 章末資料(欠)

## 受益者負担主義の批判(略)

### 第四章 自治寮廃絶=新々寮化攻撃の展開

「老朽寮の改築という機会を逃しては、学生寮に対する管理運営の主導権を回復することはむずかしい。」「大学当局が寮の管理運営に責任が持てるという見通しがつかない限り、どんなに寮が古くても改築は認めない。」右の発言は75年下旬、東京外大日進寮に対する廃寮キャンペーンが行われたこと(詳しくは後述)に便乗し、文部省が朝日新聞のインタビューに答える形で表明したものである。(75年12月5日付、朝日夕刊)

この文部省の方針が、具体的には従来の学寮とは大きく異なる新々寮への移行強要、新々寮の基準を持ってしての既存の学寮への攻撃の強化、として現れてゆくわけである。以下にその実態を見てゆく。

#### 第一節 新々寮化攻撃の水先案内人となった日「共」=全寮連

東大駒場寮に事務局を置く全寮連(機関誌「緑の旗」)は、今でも全国の国公立大学の寮のほとんどと、私学の寮のかなりの数を会員名簿の上では傘下の置いている。(鴻池寮、宮山寮、京大熊野寮なども名簿から削除をしていないくらいである)そして全寮連中央、各地連指導部の全てを日「共」=民青が握っているのは、寮闘争がもともと「独自の全寮連部隊」を作って政治闘争の前面に踊り出ようような構造ではなかったこと、戦闘的学寮にとって全寮連機構が無関係なものになっていったこと、によるものでしかない。そして各大学に於ける寮闘争の展開にあっては、「負担区分撤廃」「寮自治権・入退寮権防衛」「〇管規紛砕」「新寮実現」「炊婦公務員化」などを大学当局との団交で克ち取ってゆく、という点については日「共」であれ何であれ、一致していたのである。各政治勢力(日「共」・新左翼系・構改派・体制派)の対立はそれらの位置付けと、それからする戦術展開、そして寮外の諸問題・諸闘争との関わりについて、寮委員や寮連代議員の選挙を集約点として争われてきたのである。

しかし、ここでもやはり全国学園闘争の爆発→権力による圧殺→中教審筑波路線による再編、という過程を通して日「共」は秩序派として純化し、闘わないことによる人気取りと延命の道を取る結果、寮闘争のそれこそ「誰もが一致できる要求」さえも捨て去ってしまうのである。まず71年、全寮連第14回大会に於いて、「寮内自主規律三原則」=①テロ、リンチ、暴力行為を許さない ②寮内への凶器の持ち込みを許さない ③封鎖占拠、街頭妄動のための出拠点化を許さない、と称

して「秩序派寮運動」たることを宣言する。そして74年を境に、それまでの「負担区分全面撤廃・全額国庫負担」から「負担区分軽減」に変わり、次いで75年の第18回大会では、「負担区分撤廃、不払闘争は学寮問題の正しい解決を不可能にする」とまで決めつけてしまうのである。日「共」寮運動の“転換”は新寮闘争に於いて如実に現れてくる。かれらは中教審答申を指して「文部省は寮を建てない方針なのだ」とのみ捉え、そこから「故に、全大学人の要求で、とにかく新寮を建てさせることが勝利である」と短絡させ、文部省の出す新寮四条件が、学寮の自治共同体としての意味を解体する武器であることに目を向けず、何と驚くべきことには、「新寮四条件は文部省が新寮を建てたくないから出しているもので、教職員と学生を対立させるための『架空の対立点』だ」、「条件で争うのは文部省の思うツボだから争わない」などとこじつけて、新々寮化の水先案内人を買って出たのである。しかも、寮闘争の原則的立場から新々寮化に反対する部分に対しては、「新寮闘争への敵対者」というレッテルを貼り付けて声を封じていこうとする始末である。

彼らは文部省の方針を誤解しているのだろうか？ そうではない。新々寮化政策にまともに反対することが、文部省、その支配・統制に組み込まれている大学当局との激しい対決を引き起こさずにはいないこと、それが寮生・学生大衆の怒りを呼び起こし、階級性を目覚めさせるであろうこと、そうなったら秩序派＝日「共」の統制が吹き飛ばす他ないこと、をよくわきまえているが故に、彼らは新々寮への移行協力による党派的延命を選んだのである。

阪大では、原則的な寮闘争を続けてきた鴻池・宮山・新稲寮に対し76年以降毎年入寮募集停止がなされるなど、厳しい弾圧がかけられている中で、日「共」の牛耳る刀根山寮委員会は、当局に入寮募集も選考も依存し、入退寮権を売り渡していった。そして新寮建替え問題についても、学内に明らかにすることもなく、それこそ寮を「私物化」して、寮食堂廃止＝炊婦さん配転、大学の管理運営権承認、受益者負担主義承認（今後の入寮生についての）在寮年限制限、院生・研究生・医短生の入寮禁止を認めてゆくのである。刀根山寮の日「共」は、「宮山・鴻池寮は殺人集団の巣だ」とか「ヤクザが住んでいる」とか、また「不払闘争で金も払わないような奴らは人間じゃない」、「三寮のおかげで刀根山寮が建たない」などと当局寮生を「反・三寮」誘導するのをこととしてきた。その上、当局がそれまでのポスト交での約束さえ破って79年、集会室もない設計図をつきつけたため寮内で反対の声が高まった時、彼らは「これに反対したら宮山・鴻池寮並、更には三里塚闘争並の実力闘争になってしまう！」と寮生大衆を恫喝し、十分な論議もせず強引に採決に持ち込んでいったのだ。しかも、こういうやり方にまじめな気持ちで反対していたある寮生が学内に意見ポスターを一枚貼っただけで、驚いた日「共」＝民青はこの寮生に対し「寮自治の破壊者」とか「黒ヘル暴力学生の手先」などといった、見当違いも甚だしいレッテルを貼ってパージする始末であった。日「共」＝全寮連は、全国寮闘争に対し更に犯罪的な役割を果たしてきたと言わねばならない。受験競争を通して、社会的・階級的視点と人間としての共同性を剥かれてきた「現代の学生」の即自的意識に迎合することで党派的延命（拡大？）を図る彼らは、もはや文部省の自治寮解体＝個人契約寄宿舎型寮への再編に抵抗する論拠を持ちえなくなったのである。

「日本は法治国だから、大学に寮の管理責任や入退寮選考権があるのはあたりまえだ。」「国財法に規定されているのだから、それが悪法でも守べきだ。」……これが東北大の新寮寮闘争の中で日「共」の取った立場である。文部省にここまで「同化」しているのである。彼らが熱心に「入退寮権を行使」したのは、72年学費闘争で退学処分を受けた日就寮生に対し、東北大寮連名で「もう学生でないのだから出ていけ」と退寮勧告をしたとか、80年、大阪外大女子寮に入寮しようとした学生に対し、彼女が三里塚闘争に参加していることをもって、「反社会的な暴力学生だから入寮させるな」という「全学的運動」を起こして女子寮委員会に入寮拒否をさせたとか、そんなことばかりである。（第一章末と第二章末に全寮連についての若干の資料を掲載しておいたので参照されたい。）

## 第二節 暴力的の自治寮断絶攻撃の開始

日「共」系の寮やノンポリ寮を新々寮化政策に組入れて行くのと平行して、文部省と大学当局は抵抗を続ける学寮に対し、建替えを口実として暴力的に寮生追い出し・建物破壊を行ってゆく。いずれの場合も、大学側は鉄面皮なデマ宣伝をまき散らして真実を覆いかくし、理不尽な「決定」を乱発してゆき、それを国家暴力を使って寮生に強制してゆく。大学当局の誰ひとりとして、寮生とまともに向きあって論議を戦わすこともできないのに、である。この卑劣な連中の持つ「機構」によって、数多くの学生達がズタズタに傷つけられていったことを忘れてはならないし、許してはならない、と私は思う。

### A. 東京外語大日進寮

全国の数多い学寮の中でも、いち早く新寮建設を口実に廃寮攻撃をかけられたのが、日新である。しかも新寮建設は当局のデマで、今だに建てられる気配もないというひどさである。日新寮攻撃の特徴は警察権力、大学、マスコミ、日「共」、自民党一体となった廃寮キャンペーンのすさまじさ、寮生の在寮中からブルドーザーを使って寮を削り取っていった攻撃のすさまじさである。大正年間に建てられた東京中野の日新寮は、65年に入退寮権に関する紳士協定を当局に成文化させ、大学闘争においても新寮闘争を諸端に外大全共闘の斗いを切り拓くなどの実績を持ち、新寮建設をめぐつ

て一定の有利な地平を克ち取りつつあった。しかし日新寮解体を狙う東大当局は、日新寮がそれこそ超オンボロ寮として放置されてきたが故に三十人ほどの学生しかいないこと、他に学外者(卒業生やその友人、その他)が長期臨泊者として在寮していたことに目をつけ、75年、新々寮推進・自治寮廃絶を打ち出した文部省のバックアップの下で攻撃をかけてくる。75年、5月21日、鈴木学生部長名で学外者退去を文書で命令、同、6月10日、学生部長団交で確約書取る。

①在寮生がいる限り一切の廃寮攻撃をしない。②寮務委員会の入退寮権を尊重し、妨害を行わない。

ところが10月16日、寮生三人とその兄一人が近所の飲み屋で或る男と口論になり、寮に来て話をしてまたケンカになるという事件が起こった。これは男の側が包丁を振り回し、寮生一人が切りつけられたのをほか三人で取り押さえたものだったが、警察は寮生側の四人を次々と逮捕し、11月1日、寮内の搜索と同時にテレビ・新聞(すべてのブル新と赤旗)・週刊誌(特に週刊新潮)を通じて大々的な報道がなされた。その内容たるや警察のフレームアップに輪をかけ、寮は鼻つまみ者の集まりだとか、付近の住民も前から脅えて暮らしていたとか、暴行事件が多発していた、などとヨタを飛ばし、大学は何をしているんだと憤激するという代物ばかりであった。そして、選挙目当てに区議会の日「共」や自民党が、「中野から刑務所と日新寮を追い出そう」という署名・請願運動を展開したり、「ごろつき日新寮から市民生活を守るために」と称して自警団結成を言って回ったりする程の大騒ぎが演じられる。得たりや応、とばかりに、東大執行部方針が教授会で可決される。それは、①入寮募集の即時停止 ②学外者(臨泊者)の排除 ③現寮の“不要なスペース”(約三分の二)の取り壊し ④遅くとも79年3月までに現寮廃寮、というムチャクチャなものであり、しかも「寮委員会は管理能力が無いからもう交渉相手と認めない」、と一方的に交渉拒絶の宣言までもしたのである。次いで11月25日、外語大祭期間中を選び、「国財法に基づき寮の使用状況調査を行う」という名目で、寮前に権力を待機させて学長他教職員三十名が寮内に押し入り、寮生への暴行・暴言を繰り返しながら各部屋の写真、寮生の顔写真を撮り、「学外者退去警告書」と、当局が勝手に指定した“取り壊し部分”の「12月1日以降の使用禁止」のビラを建物に貼ったり、部屋に投げ入れたりしていったのである。つまり、12月1日以降は当局が勝手に“取り壊し部分”に決めた部分の部屋に住んでいる者は、「不退去罪」なり「公務執行妨害」なりでパクろぞ、寮からほうり出すぞ、というわけである。

これに対し、寮生側は防衛のためにバリケードを築くとともに12月1日、裁判所に対し「行政執行の停止及び取り消し」を求める仮処分を申請した。これは11月25日に大学がなした「取り壊し部分への立ち入り禁止」と、「正規寮生の住む部屋とその人数割りの指定」、という処分の効力停止を求めるものであった。しかし当局は攻撃をエスカレートさせ、年末の12月28日付け警告書で、当局に屈服しなければ全員の入寮許可を取り消すぞ、と脅迫する有様であった。

明けて76年1月13日、当局は立ち入り調査を再度強行、寮生側は14日に「日新寮廃寮化攻撃粉碎全国総決起集会」を、全国十数大学の結集で開催した。(横国大・東大・東京学芸大・宇都宮大・東京水産大・東京電通大・東北大・小樽商大・京大・阪大等)

寮生の側からは先の仮処分の他に、「寮の占有・使用を妨害するな、建物破壊をするな」という不動産仮処分命令申請も行ったが、大学側は法務局や文部省と協議してこれらの仮処分の却下を求める意見書を出した他、全く突然に「新寮を建てるから」と、「臨泊者・未公認寮生(入寮募集停止後の入寮者)の退去、正規寮生の居室指定、取り壊し部分への立ち入り禁止」を求める不動産仮処分命令申請を行ったのである。結局、寮生側は三人の弁護士と共に相当な努力を傾けたにもかかわらず、仮処分争いに全面的に敗北した。大学側仮処分申請が通り(審尋は二回だけ)、寮建物が裁判所の管轄下に置かれ、もはや一切の対抗手段を奪われたままで建物を削り取られ、77年(頃)、最後の正規寮生が去って日新寮は消滅した。

この仮処分でのやり取りを調べることはかなり重要である。裁判というものは、大衆の側がいかにも理路整然たる主張をしようと、ほとんど取り上げられないのである。学生部長との間こどなに明白に確約が交わされていようと、「国財法に対して法的拘束力を有しないから」(訟務検事)大学が何をしても良いと言うのである。大学が入寮募集停止や寮破壊によって学生の教育権・生活権を明白に侵害していることにも、裁判官はいささかの関心も払わなかった。この、陰謀としかいえないような日新寮破壊は、文部省発行「厚生補導」77年2月号に勝利者の報告として載せられる。また、直接には東京電通大の寮つぶしに役立ってゆくのである。

## B, 東京電通大調布寮

電通大闘争に於いて、キャンパス内にある調布寮(旧寮)の負担区分撤廃・炊婦公務員化闘争が中心的位置を占めていたが故に、調布寮は電通大闘争圧殺後にはその報復として69年度より75年7月までの、なんと六年半に渡る入寮募集停止攻撃を受けたのである。当局は募集停止の解除の条件として、受益者負担主義の承認は自明のこととした上で、「三原則」すなわち、①入退寮は学生部長の許可をえること、②部屋割りを付した寮生名簿の提出、③寮役員名簿の提出、を70年より示し、75年5月には「新寮への移行を条件としての募集再開」の方針を決めていた。75年段階には在寮生約90名の内、「正規寮生」3名という状況になり、寮生側は「再開条件」として、「三原則」と受益者負担主義、現寮跡地への第一期120名・第二期120名の新寮建設への円満移行、を飲まざるをえなくなる。学生部長の真坂一郎は、「正規



寮生ゼロを寮問題処理のチャンスと最初から考えていた。」と述べ、※① 当局にとってその年々の学生の生活のことなど問題でないことをあからさまにしている。

双方の合意ができてすぐの6月17日、募集停止解除の通告と「不正入居者」退去の通告・入寮募集掲示が同時に出され、結局、提出された入寮願より選考が行われ、正規寮を含めた83名に入寮許可がなされる。※② 寮建設の条件がどんどん改悪され、当局との対抗に追われてゆく。即ち、75年の寮則改訂(特に負担区分明示)→入寮選考の当局掌握→個室制であり、76年になっての寮食堂廃止がそれである。

この間、75年夏休みの寮委員会合宿(神津島)で寮生1人が行方不明になった事故を、大学当局が「寮生のリンチ殺人事件(!)」とデッチ上げて大騒ぎしたこと、に全学・地域で反撃することも含め、新寮強行阻止の運動が高まってゆく。が、これに危機感を覚えた当局は77年、文部省からの強い圧力も受けて新寮強行の方針を確定し、6月学寮委員会発足、7・8月集中審議を経て、9月大学側決意表明を行い、調布寮三棟のうち東寮在居者に南・北寮の空き部屋に移ることを要求した。10月には学長一任に承認が教授会を通る。11月には法務省訟務局へ行き、担当検事を決められ事情説明をして指示を仰いでいる。電通大当局が東外大の例を十分に参考にしたのは事実で、12月には東外大学長をわざわざ招いて懇談し、「司法手続きを中心として得るところ極めて大」などと評価している。 ※③

以下に経過を見ていくと、

78年2月4日、東寮の入寮取り消し決定・通知。

10日、在寮生の全父兄を呼び出し、説明会(50名出席)。そしてこの間、東京法務局へ事案回送。ここで事情説明し指示を仰いだ結果として、

18日、「国有財産管理状況調査」と称して教職員百数十名を動員し寮に押し入り、(寮生はバリケード、スクラムで強固に抵抗)その目的とした ①不法入居者となった寮生への恫喝、②氏名確認・建物管理状況の調査、③空き部屋について使用できないように処置、の全てを十分には果たせなかったが、「およその居住状況が判明した」として文部大臣あてに「東寮建物の用途廃止」、「不動産仮処分(本訴を含む)申請の提起について」申請し承認を得ている。次いで学長より法務局あてに「争訟手続き依頼について」申請。

3月22日、学内に東寮廃止を告示。

4月 東京法務局長より東京地裁八王子支部に「占有移転禁止の仮処分」を申請。

これは明け渡し仮処分の前段として、寮居住者とその居室を特定しその変動を禁止するものである。

6月 占有移転禁止の仮処分が寮生には知らされることなく二回の裁判官面接だけで決定され、

17日、早朝6時35分執行された。裁判所15名・大学70名・警察(機動隊)50名の(部隊)は寮生の強固な抵抗に暴力を加えつつ、寮内各部屋の施錠をこわして「調査」し、6名の居室以外の全ての部屋を封鎖し、これと建物入り口に公示書を貼り付けていった。これで東寮は裁判所の管轄下に入り、部屋移動禁止・他者立ち入り禁止・これに違反したり公示書を破ったりしたら刑事罰、という状態に置かれてしまった。

7月 国側、東京地裁に「建物明け渡し不動産仮処分」を申請。地裁は寮生の意見聴取のための審尋を決定し寮生に通知(寮生側は結局欠席。茶番であることが見えすぎていたためと思われる)

8月 地裁、仮処分を決定。寮生に五日以内に立ち退くよう命令、寮生は居座り。21日、早朝6時52分、仮処分執行。教職員177名・裁判所27名、警察も当然動員する警戒・重包囲の下で寮生を排除し荷物もまとめて運び出す。

同8時33分、執行完了宣言。ただちに重機二台を運び入れ建物破壊を開始。11時50分、破壊完了。

その後当局の思う通りの新々寮が第一期分120名、翌年第二期分120名が建てられていった。

電通大の寮破壊の“勝利”はこれも「厚生補導」に電通大学生部長の報告として「学生寮の正常化を目指して」と題して載せられ、各大学の手引き書として利用されていくのである。

### C、大阪大学新稲寮

詳しい経緯は別添資料「阪大寮闘争の経緯」を見てもらうこととして、ここで簡単に触れておくと、79年4月より、76年以來の入寮募集停止と寮生側自主募集の対抗の結果として阪大唯一の女子寮＝新稲寮には未公認寮生ばかり10人が住むことになった。大学側はこのことをもって「寮委員会はもはや認めない」「全員退去せよ」「話し合いの余地はない」として寮生へ退去命令を発し、ついに同年夏休みのさ中、教職員・今朝の大動員の中で新稲寮に押し入り食堂等寮生の現住居室以外を封鎖し、至る所に「総長の許可無き者立ち入り厳禁」の掲示や立て札を設置していったのである。そして「明日から電気・ガスを引き上げる」と通告して寮生(この時点で三名)に退去の他なしという状況を強押し、翌日寮生が退去するのと同時に寮を完全に閉鎖し、その後臨時評議会に報告して「この際早急に新しい寮に建て替える」と決定させ、建物を破壊するのである。

その後新々寮の開設は延びに伸びられ、80年春よりようやくスタートした。(建物自体は80年夏にほぼ完成していた

の)この新稲新々寮は全国の学寮のうちで、建物構造的にも寮生への分断管理・生活干渉の面でもおそらく最もエグツないものになっている。新稲寮潰しが東外大・電通大の例に較べて際立っている点は、占有移転禁止や明け渡し仮処分といった司法手続きを利用することすらせず、一切を大学自身の実力行使として展開し寮生を文字通り路頭に放り出したことである。現住居室以外の封鎖というのは従来の例では、大学が立ち入り調査をした上で占有移転禁止の仮処分として裁判所にやらせていたところである。

大学が司法手続きの利用よりも直接行動を選んだ理由として考えられるのは、占有移転禁止はともかく退去＝明け渡し決定を得るまでには審尋も必要となり長引くことが予想されたし、必ずしも当局の思い通りの結果になるとはならないと判断ことであろう。大体が、他と違って新稲寮はあと十年位は使える建物であって(木造建物の耐用年数25年、という基準をそのまま適用してもあと二年。築後何十年もたつ木造老朽寮を文部省・大学は今までいくらでも放置してきた)、新寮建替えという詔は寮生の側からも当局の側からも全然出されていなかったのである。生活委員会・学寮小委員会で秘密裏に新稲寮の新々寮化による一石三鳥的解決を狙っていた当局としては、実力行使による速決戦こそ最上の手段だったのである。また退去勧告(73年3月)の時点から、文書のみならず学生部や担当教官を使って寮生への個人攻撃・家庭への攻撃を繰り返し、とりわけ寮生と家庭の関係を最大限女性差別的に利用し(「お宅のお嬢さんの将来にキズがつく…」等)、寮生に動揺を与えた上で寮生の抵抗停止を決定的に引き出すものとして、この実力行使があったと見るべきだろう。キャンパスの出入口や宮山寮の付近に機動隊のマイクロバスを24時間体制で、新稲寮への突入日をはさんで一週間も張り付けておいたのも、寮生側が三寮の総力で実力抵抗にできることを封ずるためであった。

#### D 神奈川大宮面寮

自主管理寮として学生の活発な活動の拠点だった神奈川大(私立)の宮面寮(鉄筋コンクリート五階建て三棟)の対し、神大当局は「寮は過激派の巣となり、大学は社会的責任を負えない」と宣伝して入寮募集を停止し、かつ神奈川県警公安・警備の意向を全面的に受けて、神大学生運動・寮運動が二つの潮流に分裂・対立していたのを最大限利用し、寮生とその家族に退寮勧告を発し父兄説明会をしたり引っ越し費用の援助を出したりして個別撃破を進め、ついに11月6日、「宮面寮を十日以内に退去せよ。宮面寮は建物を取り壊し廃寮にする。」と宣言したのである。

そして11月17日の早朝7時、当局は教職員・ガードマン・作業員総計330名をヘルメット・こん棒で武装させて寮に突入り込みでがんばっていた寮生と支援者を暴力的に押しつけ、かつ四方八方から窓ガラスを叩き割り窓枠をガスバーナーで焼き切り、ドアをはずして寮を解体していった。そして寮生が住居保全の仮処分申請を出している五階の五部屋を残して全てに「立ち入り禁止」の処分をやっていったのである。※③

以上見たように、文部省・大学当局は学内治安管理にとってじゃまになる寮を潰すことを虎視眈眈として狙っているのであり、学生に対し学寮を厚生施設として具体的・現実的に保障することなど二の次、三の次なのである。日「共」全寮連の協力と日新寮・調布寮での“成功”に力を得た文部省は、78年から79年を境にして旧寮を入寮募集停止や実力行使によって積極的に廃寮に追込み、寮生の闘争力を徹底して解体しつつ新々寮へ移行させてゆくという攻勢的姿勢に転じるのである。そのことを次に見ていこう。

#### 第三節 文部省4・20通達体制と学内治安管理体制

78年、三里塚空港の強行開港(一期工事分)をめぐって国家権力と人民の激突が展開され、3・30開港を目前にした3月26日、ついに人民の側が万余の権力の重包囲を突き破って空港に突入り、管制塔を占拠・破壊して開港を粉碎するという歴史的な勝利を克ち取り、支配者の側にかつてないほどの衝撃を与えた。権力は人民の持つエネルギーのすさまじさに恐怖した故に三里塚闘争や、それを人民の中に広めんとする運動の一切に階級的憎悪をむき出しにした報復攻撃をかけてきた。三里塚現地には戦前の治安維持法と同様の成田治安立法の攻撃がかけられ、一方大学に対しては4・20通達攻撃がかけられたのである。この通達は文部次官から国公私学の学長に渡された依名通達で、「学園における秩序維持等について」という題目の下「反社会的な掲示物は直ちに撤去せよ」、「学生の修学実態を掌握し……学園の内外を問わず非道を犯した者については……厳正に措置をとれ」とまで言い切る程にブルジョア秩序の維持に血まなこになっているのである。※④

寮については、この通達の中で大学施設の管理を徹底させよと指示していることが重大な意味を持つてくる。通達以降の動きとしては衆院での「施設正常化の決議」とか、文部省が問題のある大学の事務局長・学生部長を集めて指導した(9大学20ヶ所につき)とかがまず挙げられる。※⑤

また、小樽商大に対しては智明寮(新寮)の女子寮生入寮を不法だとして同大への寄宿舎経費の半分の削減。そして78年度の終わり頃、即ち年が明けた79年の1月19日、文部省は寮問題で特に目をつけた4大学(阪大・京大・小樽商大・宇都宮大)の学生部長・経理部長を呼び付けて寮闘争圧殺を強く指示している。(詳しくは巻末資料に掲示しておいたので参照のこと)同年3月7日には小樽商大智明寮に立ち入り調査が行われ、女子入寮者の氏名・居室の特定がなさ

れると共に、「入寮を許可された者、本学職員以外の立ち入りを厳禁する。無許可で立ち入りした者は不法侵入者として法的措置を取る。」という掲示が出される。そして一方では入寮募集がこの年以降ずっと停止され、大学は女子入寮生に住居明ナ渡し・損害賠償の仮処分を裁判所に申請する。※⑥

また国会文教委員会でも取り上げられ(79年3月)、政府側は答弁の中で「国立大6大学13ヶ所、公立大1大学2ヶ所、私立大1大学1ヶ所が現在不正常で、そのほとんどが寮である。」と述べ、「ほとんどの大学が3月中には正常化へ向かってステップをきることが見通せる」「場合によっては廃寮も含む強力な措置を講ずるということで大学側も対応している」、と寮弾圧の方針を明らかにしている。

#### 第四節 自治寮廃絶攻撃の画期としての79年

79年は寮弾圧の画期をなす年だったと言わねばならない。78年度中の実態は先に述べたが、79年夏休みには阪大新稲寮の閉鎖が強行される。そして重大視せねばならないのは、この年会計検査院が学寮をターゲットとして狙い撃ちし、各大学の現場に於ける交渉・確約の積み重ねをブチ壊していったのである。そのやり方は2・18通達を金科玉条の如く振りかざし、これを唯一絶対の基準として各学寮の実態に文句をつけ、大学当局や文部省に「国費の不正使用」だとか「不正入居」だとして「改善」を求めるといものである。問題とされたのは食堂の炊婦の人件費・受益者負担主義がまだ十分でない・大学の認めていない寮生は追い出せ・立ち入り調査できない所(阪大・京大・宇都宮大)が在ったのはけしからんから管理を厳正にせよ・等であった。各大学当局(文部省自体も)はもちろんこれに追随し、「改善」のため強力な措置を取る」「寮生との確約は無視する」「寮生が承知しなければ入寮募集停止も考える」等の解答をしてゆくのである。また12月に文部省が全国立大の学生部次長や厚生課長を召集して、老朽寮一掃を急ぎ今後5年間で建て替えること(予算は心配ない)、今ある新寮についても寮食堂を廃止すること、入退寮選考権が実際的には寮生が行っている所はこれを大学の手に移すこと、を指示したことも見落とせない。つまり、新寮に於いても旧寮においても会計検査院・文部省・各大学当局一体となった攻撃がかけられ、確約は反古にされ負担区分は改悪され、入退寮権は奪われてゆく、しかもそれに抵抗してゆけば不正常だとされて入寮募集停止や寮閉鎖一破壊の攻撃がかけられる、という構図が大きな重みとなって寮生の上のしかかってくるのである。

神大の例が端的だが、こういった攻撃は私学の寮にもかけられていく。国公立全く同じではないにしろ、文部省の寮政策が私学にも行きわたってゆく仕組みは作られている。その一例が任意団体として作られている「学生補導厚生研究会」という団体に全ての国公私が参加し、各ブロックでそして全国規模で研修会を行っていることなども挙げることができる。(詳しくは巻末資料参照のこと/欠)

#### 第五節 学寮をめぐる攻防の現段階

新々寮化は数の上のみならず中身においても急進行し、自治共同体としてあった学寮の解体再編を行っている。在寮年限も最短修養年限にとどまらず、大阪外大では昨年(81年)秋より「寮則(79年移築新築と共に施行)の完全実施」として二年毎の入寮選考を打ち出しているし、阪大新稲寮でも「一年たったら自主退寮」を出してきている。

また北大では、7寮をいったん廃止して500余名のマンモス新々寮へ新たな入寮募集を行うことが決められている。このマンモス新々寮の中心部には学生部の出張所が置かれて寮の管理と監視にあたるのである。

京大・阪大の寮をめぐる状況がいよいよ重大な局面を迎えたことは詳しく言うまでもないだろう。

しかしながら、闘う寮生の側では決してそれにひるむことなくここ二年程の間に全国的な団結を克ち取りつつある。個別に闘ってきた各地の寮が新寮に於いても旧寮に於いても、そして新々寮に於いても影響力を強めてきたし、文部省の学寮政策への分析とそれを粉砕する闘いを積みあげてきた。寮闘争がその大学に於いて権力＝当局と対決する運動の基軸として闘われていることは、なによりも文部省の側が危機感を持って受けとめているであろう。

82年は戦争へ向けた国内再編攻撃と人民が激しくぶつかりあう年となろう。とりわけ16年の不屈の闘いの歴史を持つ三里塚闘争に於いて、二期工事着工攻撃をかけてくる権力との激突は不可避である。

寮闘争がその人民的普遍性を克ち取り、守るべき自治や自主管理の階級的意味を豊かにしてゆくことが闘いの基である。阪大寮決戦に何としても勝ち抜くことが全国での自治寮潰しを撃ち破る全国寮闘争の反攻の第一歩となることは間違いない。〈終〉

#### ＜ 第四章 ※註※ ＞

※① 文部省発行の「厚生補導」の78年\*月号の載せられた「学生寮の正常化をめざして」と題する電通大学生部長、真板一郎の報告文より引用。

※② 実際に入寮してから選考を受けたかどうかは不明。また 何故「正規寮生を含め」「83名」だったかも不明。

※③ 81年12月現在、「寮を寮生が再度制圧し」がんばり続いていると伝えられている。なお寮食堂は生協労働者が泊り込みで防衛し振っている。

※④ 巻末資料に全文掲載(欠)

※⑤ 78年8月の文部省大学局学生課長の講演より。巻末資料の厚生補導研究会の部分を見よ。

※⑥ 仮処分の審尋の進展が当局にとっておもわしくなかったので当局は本訴に切り替えた。

仮処分で約一年を費やす間に女子寮生が卒業してしまったので、訴訟の対象が寮委員会に切り替えられた。

巻末資料の「会計検査院文書」や「文部省と四大学の会議録」はこの裁判の過程で大学当局が渋々提出したものの一部である。

(以上で卒論の本文完了)



# 鴻池寮とは！ 「外国人留学生向け鴻池パンフ{原稿}」より抜粋

1987年戸田ひさよし

## <1>鴻池寮の誕生から死まで

- ①第二次大戦後、東大阪市西鴻池町の旧陸軍病院が転用され大阪大学鴻池寮としてスタートしました。木造2階建て3棟、ひと部屋4人の割り当てでした。
- ②この第一の鴻池寮は住むには危険なほどに老朽化していて、大雨が降るたびに水害に見舞われるし、大学からも遠すぎたので寮生から建替え要求が強く出されていましたが、72年ようやく寮自治会—阪大当局(文部省)の間で寮建替え=移転について合意が成立しました。これは大阪府から東大阪の鴻池寮の場所を下水処理場に使用したいので、新たな土地と建物の提供と引き換えに移転してほしいという提案があり、国費を使わず建て替えるようになったために実現したものでした。
- ③74年9月、現在の場所で新しい鴻池寮がスタートしました。この時の寮生数は100数名。定員は132名でした。  
なお、宮山寮という寮の水光熱費の値上げに反対してこの年の5月から7月まで教養部でバリケードストが行なわれるなど、寮問題が阪大の大きな問題になり、鴻池寮も積極的に闘争を担って行きました。
- ④75年3月、新しい寮になって初めての春でしたが、当局が入寮手続きについて交渉のテーブルにつこうとしないので、鴻池寮および宮山寮・新稲寮の3寮は「自主入寮募集」を行ない新入生に入寮を保障しました。当局はこれを事後承認。
- ⑤76年3月春、大学当局は鴻池寮および他2寮に対し、「入寮募集停止」を決定して学生に入寮を禁止しました。寮生側は自主募集を行なったのですが、入寮生の激減を避けることはできませんでした。鴻池寮の場合、ふつつ30人くらいのところが5人だけになりました。
- ⑥当局はこれ以降毎年「入寮募集停止」を続けつつ、寮への攻撃をエスカレートさせていきました。鴻池寮の自主募集による入寮生は年に0~5人くらいの範囲が続き、やがて寮生数が大幅に減少していきました。
- ⑦83年3月、当局は「4月以降(75年以前入寮の)正規寮生がゼロになるので鴻池寮の寮としての使用を停止する。寮委員会ではもはや存在しないので話し合いの余地なし、全員退去あるのみ。」と決定しました。4月以降残った寮生は7人。うちわけは、74年入学が2人、75年入学が1人、77年入学が2人、82年入学が2人でした。  
寮生達は最後まで当局の不当な廃寮攻撃に抵抗する意思を固め、支援の学生達とともに闘争体制をとりました。門と玄関はバリケードで封鎖、1階ではトイレの手前の廊下部分を封鎖して学生部職員のおばちゃんたちとの連絡を遮断し、すべての廊下の窓ガラスは内部をのぞかれないようにポスターやスプレーペイントで目隠しされました。
- ⑧83年6月、当局は突然、「鴻池寮を外国人留学生用宿舎に転用する」と決定し、同時に国=法務省が寮生の追い出しを求める仮処分を大阪地裁に申請しました。  
この直前まで、当局は「学寮を真に必要とする学生に学寮を保障するため」と称して寮生追い出し攻撃を正当化していましたから、この転用決定は全く恥知らずなものと言わねばなりません。当局の手口がいかにか陰謀的でペテンに満ちたものであるかを示して余りあります。
- ⑨83年9月、仮処分裁判の審理が終了。ある日突然に寮生追い出しの決定—執行がなされるのが避けられない状況になり、最後の闘争のための体制が作られました。  
3階のトイレ・洗濯室とその隣の1室の部分を戦闘スペースに設定し、廊下側の窓から石やピンを投げたり、放水したりして機動隊と闘うことが考えられました。  
機動隊の突入や催涙弾に対抗して戦闘を続けるために、戦闘スペースはその窓と出入り用の迷路以外は嚴重にバリケードで封鎖されました。スチール机やドア、厨房設備、本棚など寮の中のあるあらゆる資材が利用され、壁や床に鉄筋が打ち込まれ、溶接工事がされました。寮外から丸太や土嚢も持ち込まれました。  
様々な事情を考慮して戦闘要員1名とその他の分担が決められました。敗北と厳しい弾圧が待っていることは明らかでしたが、私達は寮闘争の歴史をこの空間と建物に刻み込もうと思ったのです。
- ⑩10月、11月が過ぎ12月なかばになっても何の情報もなく、そのまま年を越すのではないかとさえ思われました。いつ敵が来るかという緊張感と学内での諸活動や日常生活のために寮生側に疲れがたまっていました。  
しかし、実は12月8日に寮生追い出しの仮処分決定が出され、寮生側には全く秘密のまま強制執行の準備が進められていたのです。
- ⑪83年12月16日、早朝8時半、鴻池寮は大阪府警・阪大当局・大阪地裁によって包囲されまし

た。大阪府警からは大型装甲バス(通称カマボコ)7台、マイクロバス数台、パトカー数台、指揮車、投光車、放水車などと、機動隊約300名、制服・私服警官約60名。大阪当局からは職員約70名くらい、裁判所からは執行官、そして彼らの連れて来た作業員約60名とクレーン車1台とトラック数台。十分な調査を下にした、圧倒的な物量による電撃作戦でした。寮生側は3ヶ月間の疲労による抵抗力のくずれを突かれて反撃ができないうちに、機動隊や私服刑事によって暴力的に寮から排除されてしまいました。一人の寮生は外から戻って来たところを不当にも逮捕されました。「自分は寮生でありこの執行の当事者だ。立ち会う権利のある者を何の理由で逮捕するのか。」「手錠をはずせ!」彼は叫びながら警察の車に押し込まれ、次の日まで留置場に入れられました。寮内には発電機やアセチレンボンベ、エンジンカッターなどが運びこまれ、火花を散らし、うなりを上げながらバリケードが破壊されていきます。1・2階部分は11時ごろ破壊されましたが、3階部分はなかなか壊せず、作業員が入りこんだのは1時ごろでした。窓に貼られていたスローガンがはずされ、窓からどんとと荷物が投げ降ろされます。1階の図書室では当局の幹部達が乾杯を挙げています。そして4時半過ぎ、執行終了が宣言されました。私達の鴻池寮は周囲を完全に封鎖され、「立ち入り禁止、大阪大学」「鴻池寮内への立ち入りを禁じます。許可なく立ち入ると不法侵入罪で処罰されます」という看板がいたる所に取り付けられました。寮内にはガードマンと警察官が配置されました。全く着のみ着のままに排除された寮生達は、やむをえず抗議行動を終え、豊中キャンパスの新聞会のBoxで悔しさと寒さにくちびるをかみしめながら夜を過ごしました。こうして鴻池寮の最後の日が終わったのです。この日、当局が学内で「国連人権宣言35周年記念講演会」を開き、学長が講演するという恥知らずで悪意とギマンに満ちたことを行なうことも私達は忘れることができません。

- ⑫ 鴻池寮の壁がすぐに塗り換えられ、「反撃の砦=鴻池寮」の文字が見えなくされました。しかし当局は「国際化時代を迎えて緊急を要する」などと言っていたにもかかわらず、留学生会館への改造工事のピッチをわざと遅らせ、85年9月になってようやく、こっそりとオープンしました。寮闘争に関わった学生達がいなくなるように時間かせぎをしたわけです。

## <2> 鴻池寮はなぜつぶされたのか？

大阪大学では鴻池寮だけでなく、それ以前に79年に新稲寮(女子寮)が82年に宮山寮がつぶされるという異常事態が続きました。なぜこのようなことが起こったのでしょうか？それは現在の日本社会の動向と深く関わっています。私達はこれについて皆さんに説明したいと思います。

### 阪大寮闘争の経過

- (1) 大阪大学はもともと財界や権力に近くて、自由や民主主義に遠い伝統をもつ大学である。エリートというよりはその少し下のクラスの技術者・官僚・ビジネスマンの養成校。学生自治会では改良主義左翼(親ソ的構造改革派と共産党、いわゆる「旧左翼」)の影響下にあった。
- (2) 大阪大学には次の4つの寮があった。
  - ① 宮山寮…定員290名。コンクリート建築。阪大グラウンドのすぐそば
  - ② 鴻池寮…定員120名。木造。東大阪市
  - ③ 新稲寮…定員40名。女子寮。木造。箕面市。
  - ④ 刀根山寮…定員130名。木造(旧米軍宿舎)。阪大豊中キャンパスの裏手
- (3) 大阪大学でも68年~70年の間、学生自治会勢力の官僚的統制を突破してラジカルな学生パワーが噴き上がり「阪大闘争」が闘われた。寮闘争は、阪大闘争の中ではあまり大きな比重を占めなかったが、「自主管理」「実力闘争」「戦闘的民主主義」などの言葉で表現されるようなラジカルさを蓄積していった。
- (4) 闘争の鎮圧により、学生総体の闘争力量が極度に減退した。阪大においては戦闘的組織は消滅し、各自治会組織もほとんど麻痺・解体してしまった。(生協、吹田キャンパスのことも)寮自治会だけが例外的にその組織と力量を維持していた。そのうち、宮山寮・鴻池寮・新稲寮の3寮はノンセクトラジカルの色あいが濃く、刀根山寮だけは改良主義者・秩序派の共産党の系列下にあった。
- (5) 阪大では73年ころから学寮にたいする反動攻勢が始まった。寮生との大衆団交の拒否、確約破棄、宮山寮の寮生経費の値上げ、などがその手始めであった。宮山寮・鴻池寮・新稲寮の3寮はこの反動攻勢と全面的に闘うことを決意し、宮山寮経費不払、当局追及を開始した。そして74年4月から寮問題で教養部の無期限バリケードストを組織するまでに至ったのである。(7月に機動隊導入の弾圧)一方、刀根山寮は共産党の日和見主義路線によって、当局とは闘わない道を選んで寮闘争から逃亡、脱落した。ここに、3寮を基軸とした学生勢力と阪大当局との長期にわたる対決=「紛争」という構造がつくられた。

- (6) 阪大寮闘争はなにをめざし、求めたのか？それは次のように整理することができるだろう。
- ① 大学の帝国主義的再編反対、その一現場としての寮闘争。
  - ② 諸活動を通じて寮生が人民としての共同性・階級性を獲得する場としての寮
  - ③ 大学・寮における真の民主主義の実践。
  - ④ 学生の教育権を実際に保障する厚生施設としての寮
  - ⑤ 闘う人民との連帯。  
(66年以来成田空港建設の強行に反対して闘い続けている日本の人民の岩＝三里塚闘争に対し、阪大の寮からも数多く参加していった。)
  - ⑥ 国際連帯。  
主に行なわれたこととしては、日帝と韓国軍事独裁との癒着によって生み出された在日韓国人スパイデッチ上げ事件への救援、国際的右翼＝ファシスト勝共連合(統一協会)の学内活動との闘い

- (7) 当局は76年から入寮募集停止決定(入寮禁止命令)という攻撃を3寮にかけてきた。それは当局が文部省・警察と緊密な協力のもとで寮闘争弾圧の特別体制をつくり、自治寮の存在そのものを廃止する方向へすすんだことの現れであった。78年の事態によってこの方針はより強化され、加速された。
- 78年の事態とは、三里塚闘争(成田空港反対闘争)が高揚し、空港管制塔の占拠・破壊によって4月開港強行を粉碎するという、局面的ではあれ久しぶりの勝利をかちとったことと、これにおどろいた政府の反動攻撃のひとつとして、大学に対して学生の管理徹底を命ずる通達が出されたことである。(阪大の寮闘争勢力は78年1月から寮問題と学費問題で教養部無期限バリケードを組織したし、一これは全国でも阪大だけ一三里塚闘争へも参加していたから、2重3重の意味で政府一文部省の敵とみなされた。)
- 3寮は自主入寮募集を行なってこれに対抗しつつ、阪大一全国の学生運動の高揚を図って活動を続けたが、力関係を変えることはできず、79年以降、寮生数の極端な減少一1寮ずつの寮閉鎖決定一強制執行に追込まれていった。各寮のたどった運命は次の通りであった。

- ① 新稲寮・・・79年4月より10人の寮生のうち正規寮生が0名になったことをもって当局は寮委員会の存在を否定。8月、機動隊で包囲する中、寮の封鎖作業を行ない、残っていた寮生3名を出していかせた。そして新稲寮をとりこわして「新型寮」への建替え計画を初めて発表。すぐに寮生を入れないために、寮建設をサボタージュ。  
81年新型寮として再開。わずか40名の寮生を分断管理するためにきわめて特異な建物構造、(2階建て1棟の寮を、4つの玄関、4つの風呂を持つ4つのブロックに完全に分離。コミュニティスペースまったくなし。友人との面会は「面会室」でのみ許されるという監獄のようなシステム)寮自治会は無い～現在に至る。
- ② 宮山寮・・・82年4月から寮生(約50名)に中で正規寮生0になることを理由に「寮閉鎖決定」出される。82年4月5日、機動隊300、職員・作業員000で寮を襲撃。寮の半分以上を封鎖。電気・ガスを使えなくする工事をする。国が残った寮生15名の立ち退きを要求して裁判をおこす。(仮処分) 当局、新型寮への移行計画を発表。  
83年4月00日、裁判所が立ち退き処分を執行。000の機動隊の動員の下で寮生の追い出し、建物閉鎖、新型寮への改造工事はわざとスローペースで行なう。(定員半減、個室制で150名収容。寮食堂は「アスレチックルーム」に変更されて学生部が独自に管理、寮生は自由に使えない。)  
85年4月から「清明寮」と名前まで変えて、歴史を塗りつぶして再開 ～現在に至る。自治会は無い。
- ③ 鴻池寮・・・前に紹介した通り。74年に移転一建替え。83年廃寮一留学生宿舎\*への変更決定。83年12月16日強制執行。改造工事のあと、85年0月から留学生会館として使われて現在に至る。
- ④ 刀根山寮・・・当局への投降路線のもとで学生大衆の見えないところで新寮交渉が進められ、81年春より新型寮に移行。当局の管理政策が貫徹して現在に至る。寮自治会一委員会は存続しているが、学生運動にはなんの寄与もしていない。

(8) 10年間の寮闘争を経て大阪大学はどう変わったか

阪大の「危機管理体制」の確立・・・この10年間で当局は廃寮攻撃という「学生との戦争」(76年に発覚した当局の秘密会議記録文書の中の言葉)を基軸として、全てを寮闘争対策という形を取って学内治安管理体制の機構と政策を定着化＝日常化してきた。

- すなわち、
- ① 警察直結体制・・・当局中枢の警備担当者および学生部が日常的に警察と連絡をとりあう。警備担当者の下に教官によって「警備委員会」がつけられ、全学的な連絡・動員体制を常に維持している。学生部は闘争参加者の写真やビラを集めて警察に渡している。闘争が少しでも起こると学内に警察の詰め所が置かれ、公安刑事が徘徊したり学生の写真を撮ったりする。警察・機動隊の学内立ち入りは完全にフリーパス。通報で15分以内には到着する。

- ②ロックアウト体制・・・76年から入試の時は必ずロックアウト体制をとって、教職員を総動員するようになった。表むきの理由は入試警備であるが本当の理由は寮生の自主入寮募集の妨害と教職員の動員訓練であった。そしてロックアウトしやすいようにどうことでキャンパスの全ての周辺がフェンスや鉄の扉でガードされた。
- ③常時警戒体制・・・掲示板や学生関係施設以外の建物の壁やガラスに夜中にステッカーを貼ったり、スプレー書きしたりしても、朝8時半までには完璧になくなってしまうというシステムがつねに働いている。夜間の警備はかつては大学職員である警備員がしていたが、その後はガードマン会社に切り替えられ、ガードマンの建物駐留・巡回パトロール・赤外線警報システムによってよりきめ細かくなった。
- ④学内プロパガンダ体制・・・「報道委員会」というセクションが作られ、なにか事件があれば翌日には「学内速報」が全学にくまなく貼りだされ、当局に都合のよい宣伝が行われる。その外にも「告示」や「生活委員会ニュース」、「大阪大学の動き」などによって繰り返し当局がわの宣伝がなされる。

寮闘争が続いた期間中、これら宣伝物の内容の8割から9割は寮問題によって占められていた。デマゴギーに満ちたこれらの宣伝によって、阪大の歴史(オフィシャルヒストリー)が作られ、教官達への「レクチャー」や学生の親たちへの宣伝、裁判所への説明が行なわれてきた。

「ウソでも百回言えば真実になる」「公的刊行物に書かれたものが真実である」というのが当局の姿勢である。

- ⑤当局の中央集権体制・・・ほかの大学と同様に、阪大は教授会民主主義の機能を停止して学長(当局執行部)に「非常大権」を与えて大学闘争を弾圧・鎮圧した。それまで「大学自治」の内容として教授達が考えてきた「教授会民主主義」はその虚妄性・無能力さを露呈し、「非常事態」が鎮圧された後も再生することはなかった。
- すなわち、大学運営に関する大事な問題はすべて当局中枢(学長、特権的教授、文部省官僚)で決定され、各学部教授会一評議会はその後承認をするだけになっていったのである。阪大の場合、大学闘争のあとで73年から83年に渡る寮闘争をかかえることでその傾向を著しく増大させた。

具体的に述べると、

#阪大闘争以来、学長が各学部教授会選出の評議員の中から指名して「ワーキンググループ」という学長の私的諮問機関を作り、これが文部官僚・警察・財界と緊密に連絡をとりあい、重大な政策を決定するというシステムがつくられたが、74年からは「寮生に追及されるから」という理由でその審議内容も、氏名すらも学生に対してはもちろん、教授会に対しても秘密にしていた。

#各学部から選出される学生生活委員会および、その中で学寮問題を担当する学寮小委についても同様。学寮小委のメンバーを特定されないように76年から生活委内部での役割分担を公表しなくなり、新稲寮を潰した79年からは唯一明らかにしていた学寮小委員長も秘密とし、選出母体の学部教授会に対してさえ生活委内の分担が秘密とされた。

#阪大では教授会でのリベラル派の勢力はほとんどなく、政府や財界に良い印象を持ってもらって研究費やポストをふやすことしか考えない教授達がほとんどであるから、民主主義的な討議や手続きが欠けていても反対の声があがることはなかった。情報や判断力、行動力は当局中枢にのみ集中していったのである。

- ⑥学生参加の徹底排除・・・阪大闘争鎮圧以降、当局と大衆団交をおこなう力を維持していたのは寮自治会だけだった。73年から当局は寮との団交を拒否し、次いでなにごとかを決めるのに学生との交渉を通じて決めていくという考え方そのものを否定していった。

寮自治会を消滅させたのはその最も端的な現れであった。現在、阪大の10の学部(文学部・法学部・経済学部・人間科学部・工学部・理学部・基礎工学部・医学部・歯学部・薬学部)と教養部、3つの寮のうち学生自治会があるのはわずかに3つ(医学部・人間科学部・刀根山寮)だけで、それも弱々しいものにすぎない。「学生部は単なる事務窓口だから交渉しない」、「生活委員会は単なる学長への諮問機関で交渉主体ではない」、「学長・評議会は学生と会う必要はない」と言われて学生は当局の決定を一方的におしつけられるだけである。